

～豊かな自然とともに 持続可能な未来を築くまち～

第三次庄内町環境基本計画

庄内町

令和8年3月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の位置付け.....	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	
(2) 計画の位置付け	
2 計画の期間.....	2
3 計画の対象地域と環境の範囲.....	2
第2章 環境に関する現状及び課題	4
1 環境をめぐる社会的動向.....	4
(1) 環境全般 持続可能な開発目標 (SDGs)	
(2) 地球環境 パリ協定	
(3) 循環型社会 サーキュラーエコノミー (循環経済)	
(4) 自然環境 ネイチャーポジティブ (自然再興)	
2 庄内町の環境に関する現状及び課題.....	7
(1) 庄内町の概況	
(2) 自然	
(3) 生活	
(4) 交通	
(5) 地球温暖化	
(6) 廃棄物	
(7) 参加	
3 第二次環境基本計画の総括.....	21
第3章 計画の目標	22
1 計画の基本理念.....	22
(1) 第3次庄内町総合計画	
(2) 庄内町環境基本条例	

2	望ましい環境像と基本目標	23
	(1) 望ましい環境像	
	(2) 基本目標	
第4章	施策の展開	25
1	施策の体系	25
2	施策の展開	26
	(1) 基本目標 1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応	
	(2) 基本目標 2 循環型社会の構築	
	(3) 基本目標 3 自然共生社会の実現	
	(4) 基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保	
	(5) 基本目標 5 環境学習・参画・協働の推進	
第5章	計画の推進方策	43
1	計画の推進体制	43
2	計画の進行管理	44
資料編	_____	
■	庄内町環境基本条例	
■	庄内町環境エネルギー協議会条例	

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

(1) 計画策定の背景と趣旨

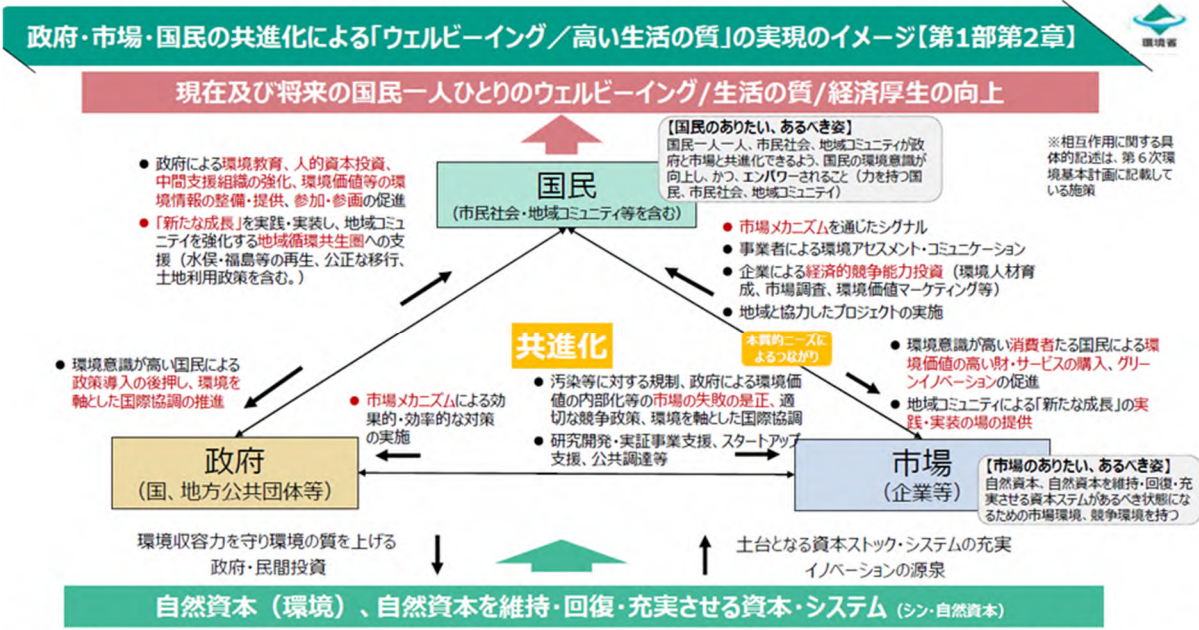
本町では、庄内町環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全と創造に関する取組を町、町民、事業者が協力し総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成29年3月に「第二次庄内町環境基本計画」を策定し、「命はぐくむ郷土をまもる 環境と共生するまち」を目指して様々な施策に取り組んできました。

近年、地球温暖化や気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化、生物多様性の損失、資源循環の停滞など課題は一層深刻化し、本町においても自然的・社会的特性を踏まえた的確な対応が求められています。

令和7年3月に策定された国の第六次環境基本計画では「環境の質の向上を通じた国民のウェルビーイング^{※1}の実現」及び「循環共生型社会^{※2}の構築」が基本理念として示され、地方自治体の施策の方向性が明らかになりました。

本町は、令和2年11月、2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させること）を達成することを目指す取組を表明し、将来世代に安心・安全な暮らしを引き継ぐため脱炭素社会の実現に向けた姿勢を明確にしました。これに基づき、令和7年1月に地球温暖化対策実行計画（第二次）を策定し、温室効果ガス削減に向けた施策を推進しています。

本計画は、国・県の上位計画や国際的枠組み（SDGs、パリ協定、生物多様性枠組等）との整合性を図りつつ、地域特性を踏まえた施策を体系的に整理し、計画的に推進することを目的としています。町民、事業者、行政が役割を担い協働し、持続可能で環境的に健全な地域社会^{※3}の形成を目指して策定するものです。

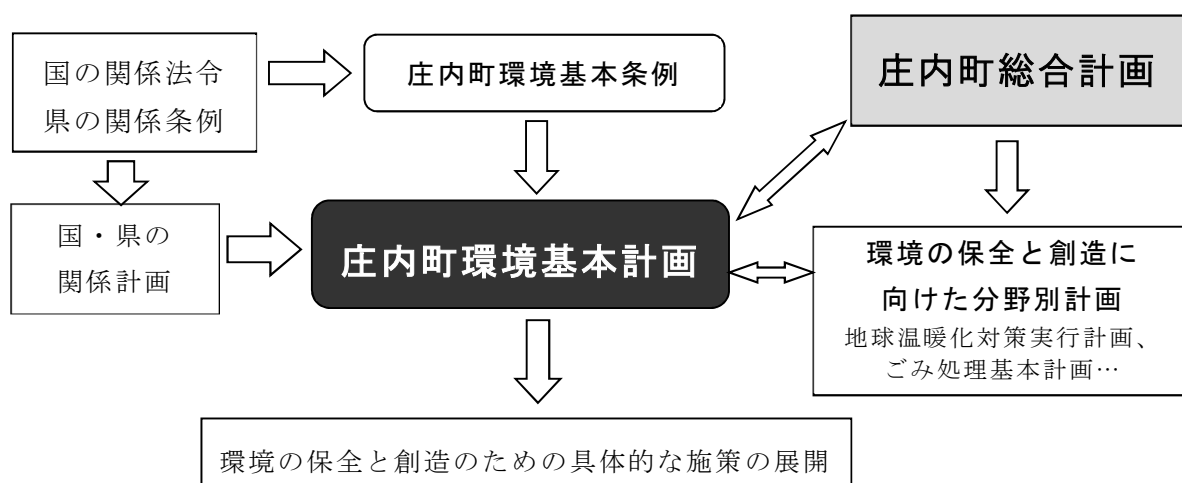


出所：フィカブ・アビコン、ゼリー・アントニン、サイモン・ブレ（著）、村井章子（翻訳）『創造的破壊のカーボン主義を改革する22世紀の国富論』（2022年11月25日）、シグラム・ラジョン（著）、月谷真紀（翻訳）『第三の支柱—コミュニティ再生の経済』（2021年7月20日）など参考に作成

(2) 計画の位置付け

「環境基本法」、「山形県環境基本条例」の趣旨を踏まえ、「庄内町環境基本条例」を根拠とする計画で、本町の環境分野における最上位計画です。

本町の施策体系においては、「第3次庄内町総合計画」を頂点とした分野計画に位置しますが、環境という側面から町の総合計画を推進するとともに、各種計画の環境に係る施策について基本となるものです。



2 計画の期間

この計画は、町の総合計画等との関連性を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とし、本町における今後の環境の保全に向けた取組を推進していきます。なお、社会情勢の変化や新たな環境問題に的確な対応をするために、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の対象地域と環境の範囲

(1) 対象地域

この計画の対象地域は、庄内町全域とします。

(2) 環境の範囲

本計画の対象範囲は次のとおりです。

対象範囲

気候変動	脱炭素社会の実現 気候変動への適応
循環型社会	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）の推進 地域資源循環の促進

自然環境	生態系の保全と再生、野生動物との適切な関係の構築、 自然資源を活かした地域振興、環境保全型農業の推進
生活環境	水・大気・土壌環境の保全と水質・農地の維持向上 快適な生活環境の確保
環境学習	環境学習・環境活動の推進 環境保全の普及・啓発の促進

-
- ※1 ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な考え方のことをいいます。
- ※2 循環共生型社会…資源を大切に循環させながら、自然と人が共に生き、地域全体で持続可能性を高めていく社会のことをいいます。
- ※3 環境的に健全な地域社会…環境が守られ、資源が循環し、地域の暮らしと経済が持続可能な形で成り立つ社会のことをいいます。

第2章 環境に関する現状及び課題

1 環境をめぐる社会的動向

(1) 環境全般 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに達成すべき具体的な目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、経済・社会・環境をめぐる課題に対し 17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。また、企業、地域に暮らす人々、団体、学術機関など、あらゆる主体が参画し、目標達成に貢献することが重視されています。



(2) 地球環境 パリ協定

18～19 世紀のイギリスで始まった産業革命以降、人類はエネルギー源として化石燃料を大量に利用するようになりました。その結果、燃焼に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積し、観測史上最も速い速度で地球温暖化が進んでいます。こうした温暖化は、異常気象の頻発、食料や水資源の不足、生態系への深刻な影響など、経済や社会全体に広く影響を及ぼしています。

この課題に対応するため、平成 27 (2015) 年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分低く抑え、さらに 1.5℃以内に抑える努力を行うことが国際的な目標とされています。

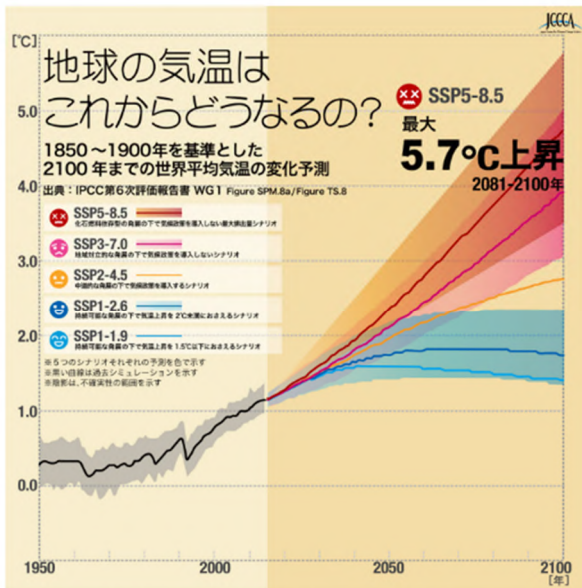


図 世界平均気温の変化予測（観測と予測）

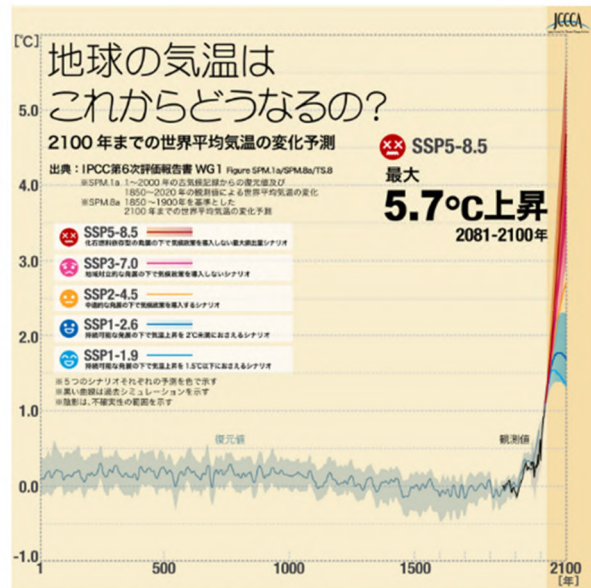


図 世界平均気温の変化予測（観測と予測）

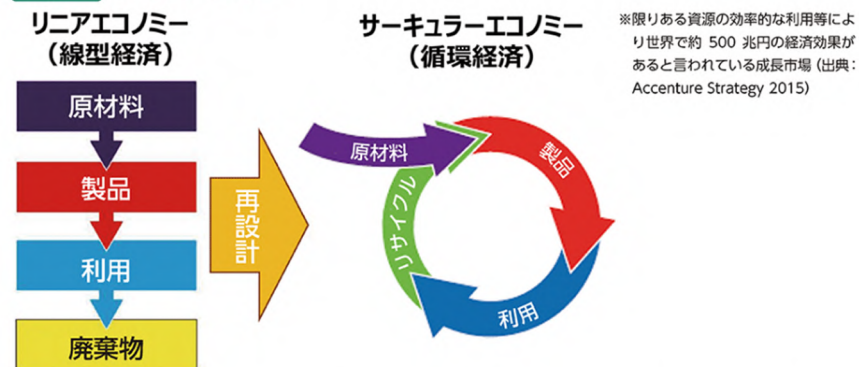
(3) 循環型社会 サークュラーエコノミー（循環経済）

20 世紀初頭の産業革命以降、工業化の進展により大量生産・大量消費型の社会が形成され、気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失など、地球規模の環境問題が顕在化しています。

こうした状況を受け、従来の「生産・消費・廃棄」を前提とした一方向型の経済（リニアエコノミー）から、資源を持続的に循環させる「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が、国内外で重要な課題となっています。

循環経済は、従来の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）による廃棄物削減に加え、製品の長寿命化や資源の再利用を前提とした設計・製造を推進することで、廃棄物の発生を抑制する経済モデルです。日本では、3R に加え、再生可能資源の活用を示す「Renewable（リニューアブル）」の概念を取り入れた「3R+Renewable」の取り組みが進められており、企業による省資源化や持続可能な製品開発などの事例が高く評価されています。

図2-2-1 サークュラーエコノミー



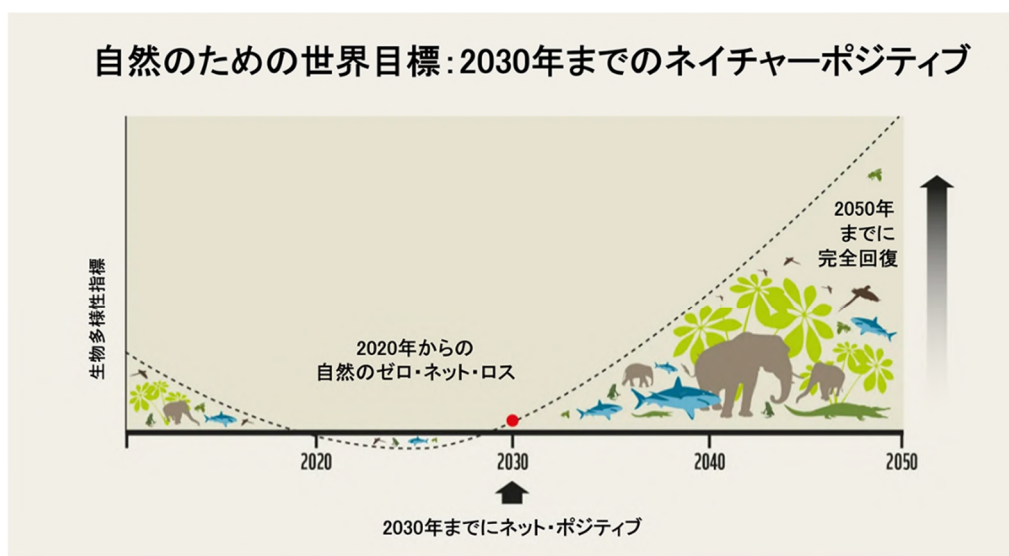
資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

(4) 自然環境 ネイチャーポジティブ（自然再興）

現在、地球規模で人間活動による生物種の絶滅速度が加速し、生物多様性の喪失が進行しています。自然環境は「ネガティブ」な状態にあり、食料、水、空気、医薬品などの重要な生態系サービスへの影響が懸念され、人間の健康や気候変動にも深く関わる課題となっています。

こうした状況を踏まえ、令和4（2022）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組みでは、令和12（2030）年までに生物多様性の損失を止め、回復させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方が示されています。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けた目標の一つとして、2030年までに陸域および海域のそれぞれ30%を健全な生態系として効果的に保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が位置づけられています。



2 庄内町の環境に関する現状及び課題

(1) 庄内町の概況

① 位置及び地勢

本町は、山形県の北西部にあり、庄内平野の南東部から中央にかけて位置しています。

南東部には磐梯朝日国立公園の一角をなす月山の頂や出羽丘陵を有し、そこから流れ出す清流立谷沢川と、日本三大急流の一つ最上川に沿って広がる平野を北西部に抱えた、南北に長い地形です。



② 気候

気候は、一般に海洋性気候を示しており、比較的温暖ですが、冬期間は南部の山間地（月山側）に近づくほど積雪量は多くなります。

平地では、北西（日本海側）からの季節風が激しく、また、春から秋にかけては、最上川の渓谷からの東南東の強風、「清川だし」が吹き荒れる地域です。この強風を活かした風力発電が行われています。

■ アメダス狩川

	降水量 (mm)		気温 (°C)			風速 (m/s)			年間日照時間(時間)	降雪量合計 cm
	年間	最高/日	平均	最高	最低	平均	最大	風向		
令和元年度	1,665	78	12.6	35.8	-5.1	3.9	16.8	西北西	1,631.6	360
令和2年度	2,110	103	12.8	35.0	-5.2	3.8	18.9	東南東	1,361.3	130
令和3年度	1,858	68	12.7	36.7	-6.5	3.9	20.7	西	1,528.4	466
令和4年度	1,888	70	13.6	33.6	-6.2	3.7	18.1	西北西	1,523.5	646
令和5年度	1,923	75	13.6	37.5	-8.6	3.7	17.3	北北西	1,745.7	390
令和6年度	2,527	265	13.5	34.6	-5.5	3.5	14.5	西北西	1,493.9	159

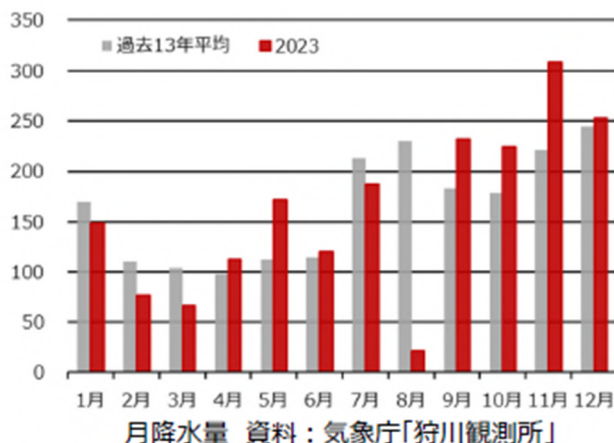
資料：気象庁ホームページ

③ 気候変動の影響

■ 降水量

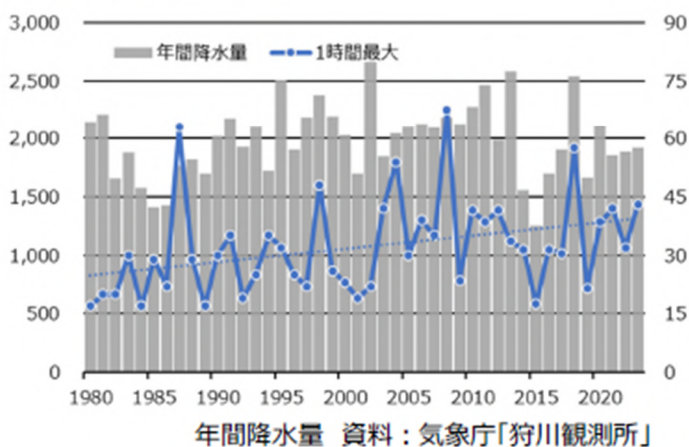
過去13年（2010～2022年）の平均では、2～6月の月降水量は約100mm、1月と7～12月は170～250mmで、夏から冬に多い傾向があります。2023年は8月が極端に少雨となり、5月と9～11月は例年より多くなりました。年間降水量は1250～2663mmと変動が大きいものの、平均は約2000mmです。また、1時間最大降水量は増加傾向にあり、短時間に強い雨が降る傾向がみられます。

	月降水量(mm)	
	過去13年平均	2023
1月	169.8	149.0
2月	110.5	77.0
3月	104.5	66.5
4月	98.5	112.5
5月	112.6	171.5
6月	114.5	120.5
7月	213.3	187.5
8月	230.0	21.0
9月	183.4	232.0
10月	178.8	224.0
11月	221.9	308.0
12月	244.7	253.5



■1980年～2023年（44年間）の推移

	年間降水量(mm)	1時間最大(mm)
平均	1,985	32.2
最高	2,663	67.5
最低	1,250	17.0



2024年7月の豪雨被害

降水量（7/24 0:00 から 7/26 12:00 まで 60時間）

- ① 総降雨量 狩川 281.5mm(7月では過去最多)
- ② 24時間降水量の期間最大値 狩川 265.5mm(7月では過去最多)
- ③ 1時間降水量の期間最大値 狩川 61.0mm



家根合 道路・農地冠水



肝煎 農地冠水



養豚団地冠水



中島橋流失



林道立川線被害



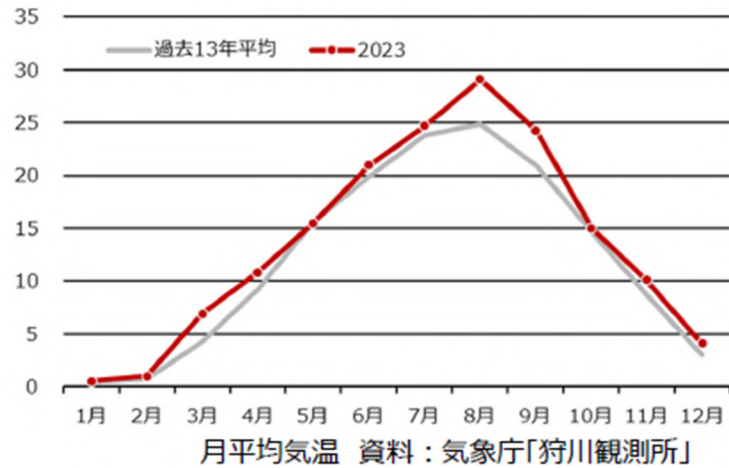
興屋土砂流入

■ 気温

2010～2022年（過去13年）の平均では、8月の気温が最も高く、1月が最も低くなっています。2023年は8月～9月にかけて例年より高い気温でした。

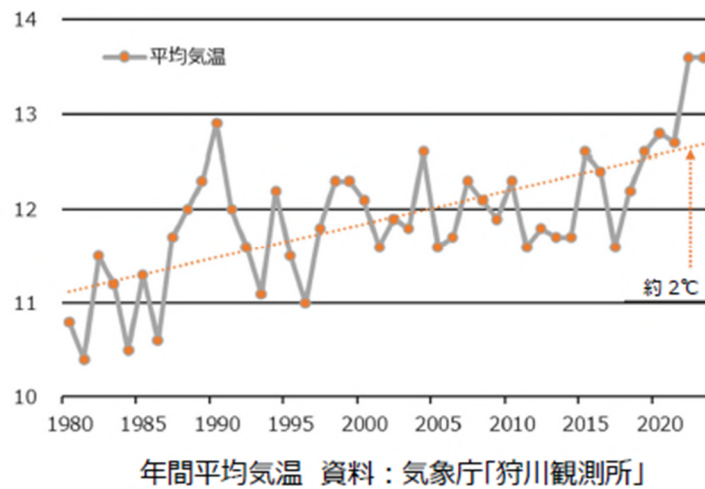
1980年～2023年（44年間）の推移では、トレンド的に約2℃上昇しており、温暖化の傾向があらわれています。

	月平均気温（℃）	
	■ 過去13年平均	● 2023
1月	0.4	0.5
2月	0.7	1.0
3月	4.3	6.9
4月	9.3	10.8
5月	15.6	15.5
6月	19.9	21.0
7月	23.8	24.7
8月	24.9	29.1
9月	20.9	24.3
10月	14.7	15.0
11月	8.8	10.1
12月	3.0	4.1



■ 1980年～2023年（44年間）の推移

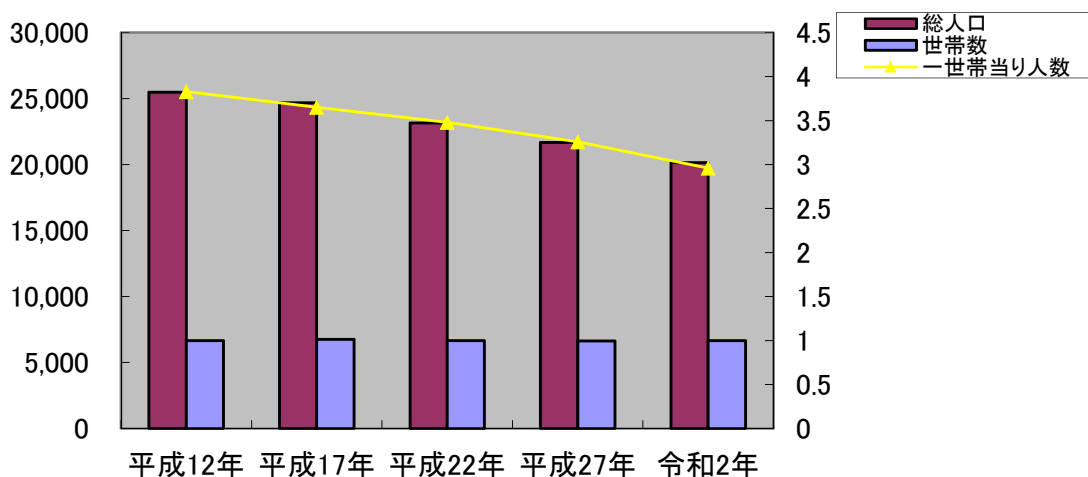
	年間平均気温（℃）	
平均	11.9	44年間
最高	13.6	2022、2023年
最低	10.4	1981年



③ 人口と世帯

令和2年の国勢調査によると、本町の総人口は20,151人で、平成12年からの20年間で5,338人減少しており、減少率は20.9%となっています。

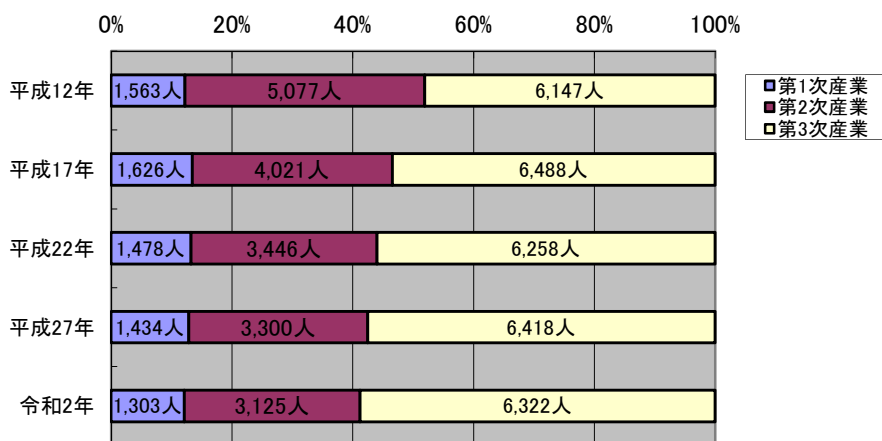
総世帯数は6,650世帯で、平成17年をピークに減少しています。一世帯当たりの人数は2.96人で、減少傾向にあり、初めて3人以下となり、核家族化の進行がうかがえます。



④ 産業

本町の就業人口は、令和2年現在10,750人となっています。平成12年からの20年間で2,037人減少しており、減少率は15.9%となっています。

産業別にみると、第一次産業は就業人口に対する割合が横ばい傾向にあるものの令和2年の就業者数が1,303人と、平成12年から減少傾向にあります。第二次産業は就業人口、割合ともに減少傾向にあります。第三次産業は令和2年現在で6,322人と、就業人口全体の約6割を占めています。

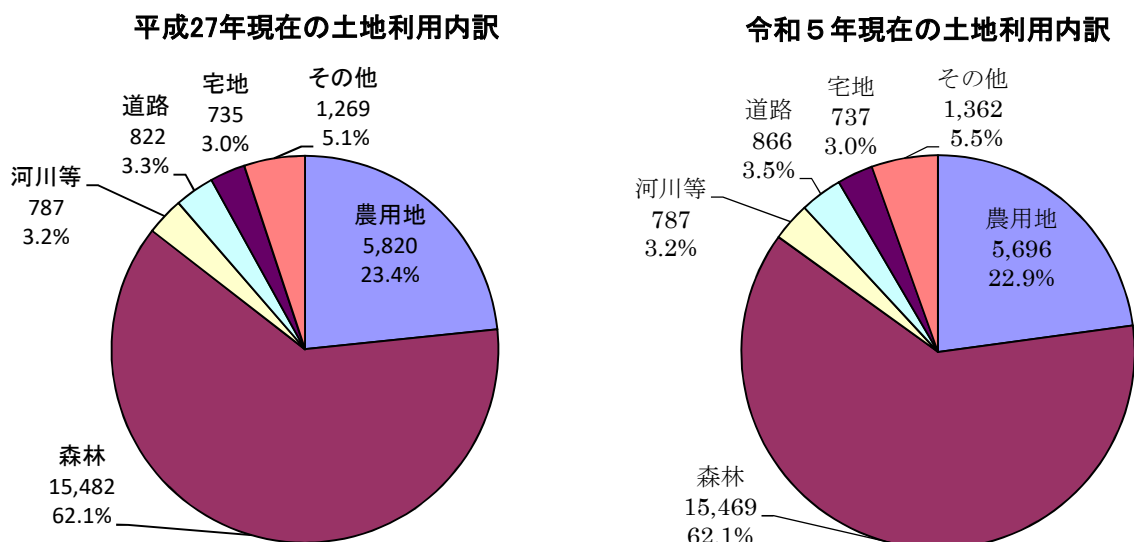


(2) 自然

① 地目別面積

本町の総面積は 24,917ha で、森林が 62%を占め、次いで農用地 23%となっており、河川等の 3%と合わせると自然的な土地利用が町全体の約 90%を占めています。

自然的土地利用が多い一方で、森林や農地の維持管理には人手や資源が必要であり、人口減少に伴う担い手不足が今後の保全活動に影響を及ぼす可能性があります。



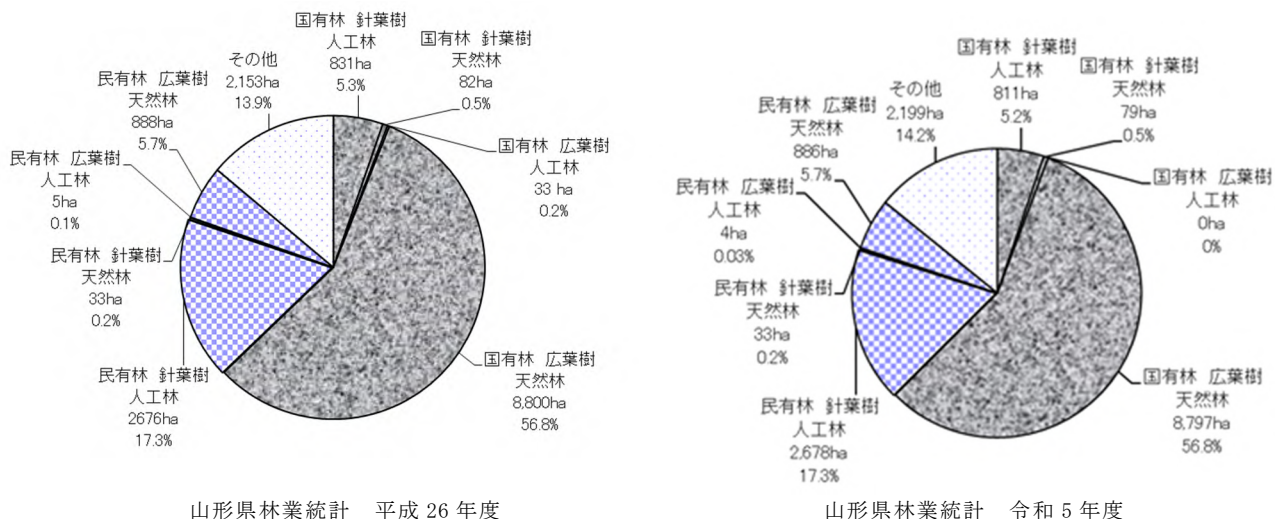
資料：山形県統計年鑑

② 林野面積

本町の林野面積の内分けは、広葉樹の天然林が 63%と最も多くなっています。

民有の針葉樹・人工林については、林業家の減少により、間伐や下刈りなどの適正な管理が行われないなどの問題が発生しています。

人工林の管理不足は、災害リスクの増加や生態系の劣化につながる可能性があり、持続可能な森林経営体制の構築が急務です。



③ 特定植物群落

本町の瀬場以南の一带は、磐梯朝日国立公園として指定されており、月山山頂部を含む海拔 1,400m 以高地の偽高山帯・高山帯 1,839ha が特別保護地区となっています。

この特別保護地区には嫌雪的植物群落のほか、湿原・湿原湖・雪田が発達し、貴重な植物群落が数多く存在しています。また、その他にも、立谷沢から狩川の地区には貴重な植物群が点在しています。

町の花にもなっているクロユリは山形県の絶滅危惧種に指定されています。

高山帯や湿原に分布する希少植物は、気候変動や人の立ち入りによる環境変化の影響を受けやすく、今後の生育環境の安定性に懸念が生じています。



ガンコウラン



クロユリ



ミヤマウスユキソウ

(3) 生活

① 大気の状態

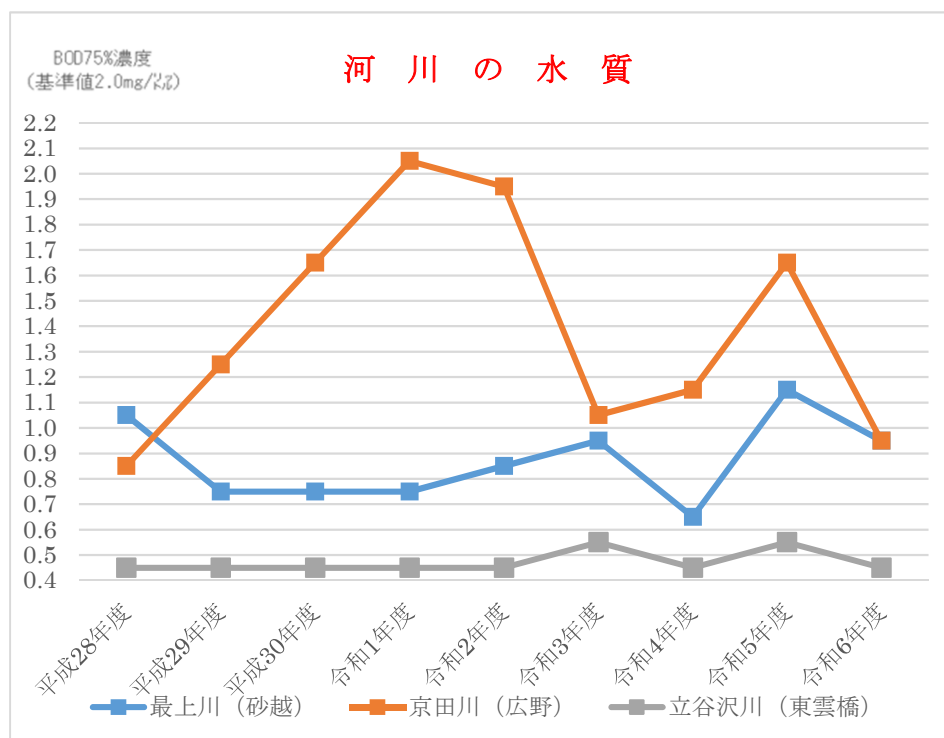
町内における大気汚染監視・測定は、山形県により余目字猿田地内に一般環境大気測定局が設置され、常時監視が行われており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定を行っています。現状では基準値を大幅に下回る状況が維持されています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二酸化硫黄 ppm	1時間値の1日平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	0.04 以下					
二酸化窒素 (ppm)	1時間値の1日平均値	0.007	注)	0.005	0.005	0.005
	0.06 以下		0.008			
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1時間値の1日平均値	0.026	0.018	0.020	0.025	0.025
微小粒子状物質 (μg/m ³)	1年平均値	7.0	5.4	7.1	6.6	6.6
	1日平均値	19.0	17.3	17.3	18.4	19.5
	35 以下					

注) 機器故障により、評価に必要な年間測定時間が確保できなかったため、評価対象外

② 町内を流れる河川の水質

町内を流れる最上川、京田川、立谷沢川については、概ね BOD75%値 が基準 (2.0 mg/l) を満たしています。特に、立谷沢川は「平成の名水百選」に選ばれるなど、国内有数の優れた水質となっており、常に BOD75%値が 0.5 から 0.5 未満と、県内で最もきれいな川となっています。今後もこの良好な水質を維持していくためには、流域全体での水環境への関心と、日常生活における排水管理の意識を高めていくことが重要です。



③ 生活排水処理率の推移

生活排水処理率とは、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽で生活排水（トイレ・台所・お風呂等）を処理している人口の割合を示します。本町の令和6年度末の生活排水処理率は92.1%となっています。

農業集落排水の整備は平成16年度に終了し、公共下水道の整備は平成27年度に終了しています。更なる水質浄化のためには、公共下水道や農業集落排水への接続、または合併処理浄化槽の設置による生活排水の適正処理が不可欠となっています。

生活排水処理率

	処理人口	生活排水 処理率	施設別処理率		
			下水道	農集排	浄化槽
令和6年度	18,999人	92.1%	90.6%	96.9%	73.9%

④ 公害（騒音・悪臭・振動等）の苦情

悪臭・騒音・振動等の苦情件数は、横ばい傾向にありますが、法律による規制の対象外にある生活環境問題への対応は難しく、住民の安心感を高めるためには、個別の事情に応じた調整や、地域との協働による合意形成など、柔軟な対応が求められます。

公害苦情処理件数

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
騒音	0	1	0	2	1	1	3	0
振動	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	2	3	2	0	2	1	1

（４）交通

① 公共交通機関の利用者

庄内町は庄内地方と内陸地方を結ぶ交通の結節点ですが、路線の廃止や運行本数の減少により公共交通の利用者は減少傾向にあります。一方、自家用車の保有が進み、マイカー依存が強まっています。

交通手段に制約のある住民への影響に加え、車両利用の増加は地域の二酸化炭素排出にも影響を及ぼすため、利便性と環境負荷の両面を考慮した交通施策が求められます。

年度末現在、単位：台

		合計	貨物用	乗合	乗用			特殊 用途	二輪車	自動車 1台当り人口	1世帯当り 自動車数	
					普通車	小型車	軽自動車					
平成23年	2011年	19,107	4,713	46	13,325	2,533	4,999	5,793	535	488	1.21	2.75
平成24年	2012年	19,216	4,684	45	13,447	2,595	4,969	5,883	536	504	1.19	2.75
平成25年	2013年	19,240	4,621	45	13,523	2,623	4,812	6,088	525	526	1.17	2.77
平成26年	2014年	19,254	4,544	44	13,597	2,676	4,696	6,225	525	544	1.17	2.74
平成27年	2015年	19,256	4,451	44	13,699	2,724	4,624	6,351	524	538	1.15	2.74
平成28年	2016年	19,166	4,378	45	13,690	2,821	4,549	6,320	511	542	1.14	2.72
平成29年	2017年	19,154	4,315	47	13,711	2,944	4,450	6,317	524	557	1.13	2.70
平成30年	2018年	19,119	4,250	43	13,744	3,078	4,336	6,330	530	552	1.11	2.69
令和元年	2019年	18,712	4,213	41	13,640	3,153	4,245	6,242	530	※288	1.11	2.63
令和2年	2020年	18,597	4,126	37	13,601	3,231	4,178	6,192	521	※312	1.10	2.61
令和3年	2021年	18,440	4,083	37	13,484	3,271	4,080	6,133	520	※316	1.09	2.59
令和4年	2022年	18,362	4,074	36	13,408	3,328	3,958	6,122	526	※318	1.08	2.58

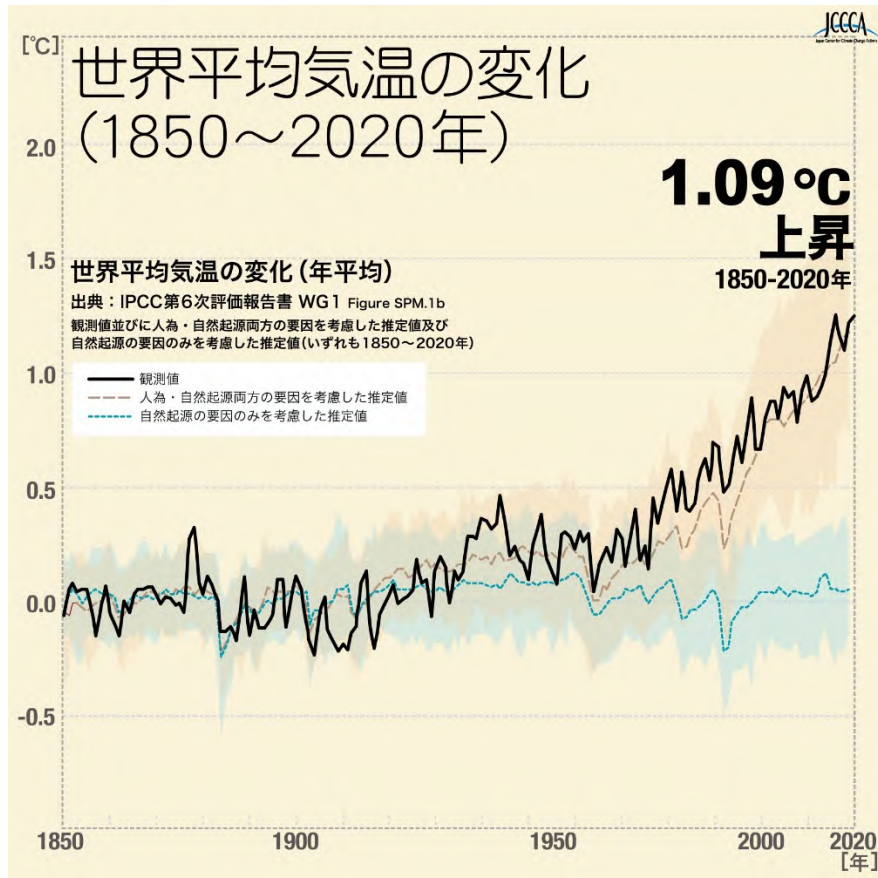
資料：国土交通省東北運輸局山形運輸支局「市町村別自動車保有車両数」

※令和元年以降、軽二輪登録は台数に含まれない

(5) 地球温暖化

① 地球の平均気温の推移

世界の平均気温は、19世紀後半から一貫して上昇しており、2020年時点で約1.09°C上昇しています。この温暖化の主な原因は、人為的な温室効果ガスの排出によるものであり、地域社会や自然環境への影響を拡大することが懸念されます。今後は一層、温室効果ガス排出の抑制や地域の適応策を進めることが求められます。



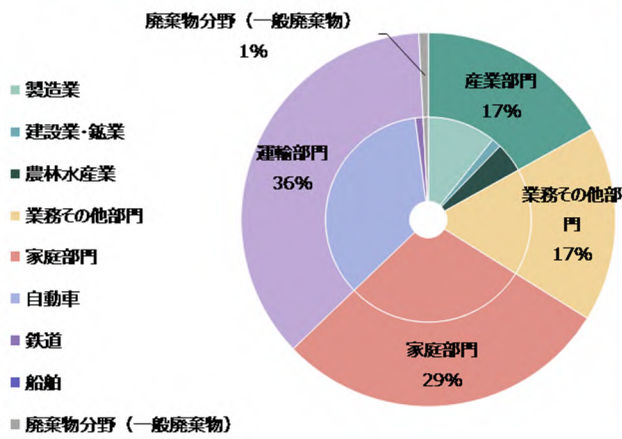
出典) IPCC 第6次評価報告書

② 庄内町における二酸化炭素排出量の推移

2013年度(基準年度)の庄内町全体の温室効果ガス排出量は143千t-CO₂で、2021年度(現状年度)は107千t-CO₂です。2021年度現在の温室効果ガスの排出量は2013年度比でマイナス36千t-CO₂、比率として25%減少しています。

運輸部門の排出削減が進みにくい状況にあり、交通手段の見直しや低炭素型の移動手段の普及が今後の鍵となります。

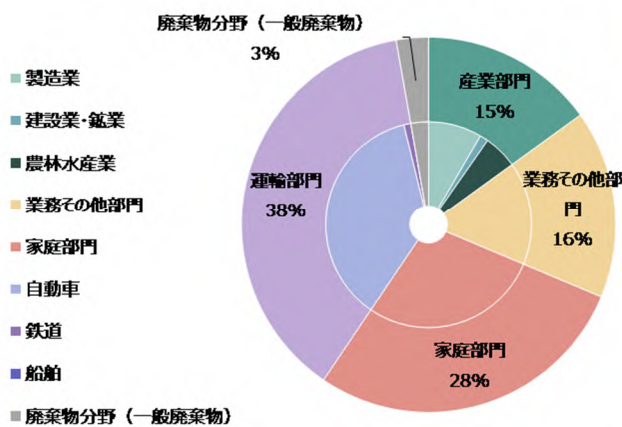
部門・分野別CO₂排出量構成比 平成25年度（2013年度）



部門・分野	平成25年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合計	143	100%
産業部門	24	17%
製造業	15	11%
建設業・鉱業	2	2%
農林水産業	7	5%
業務その他部門	24	17%
家庭部門	41	29%
運輸部門	52	36%
自動車	50	35%
旅客	25	18%
貨物	25	17%
鉄道	2	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	1	1%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

部門・分野別CO₂排出量構成比 令和4年度（2022年度）



部門・分野	令和4年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合計	109	100%
産業部門	16	15%
製造業	9	8%
建設業・鉱業	1	1%
農林水産業	6	5%
業務その他部門	18	16%
家庭部門	31	28%
運輸部門	41	38%
自動車	40	37%
旅客	20	18%
貨物	20	19%
鉄道	1	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3	3%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

本町の部門別排出量の推移を見ると、以下のような特徴が見られます。

産業部門（製造業・建設業・農林水産業）

→ 約 33.3%削減

製造業を中心に設備更新や省エネ化が進み、農業分野でも燃料使用量の見直しや機械更新が進んだことで、着実な削減が達成されています。

家庭部門

→ 約 24.1%削減

断熱改修や高効率空調機器の導入、町民の省エネ意識の向上により、安定的な削減が進行しています。

運輸部門（自動車・貨物など）

→ 約 10.7%削減

自家用車の利用が依然として多く、排出量の減少は限定的ですが、公共交通の利用促進やEV導入支援など、今後の削減余地が大きい分野です。

業務その他部門（商業・サービス・公共施設等）

→ 約 45.2%削減

公共施設の空調更新や照明の LED 化、民間事業者による省エネ設備導入が効果を上げており、最も削減が進んだ部門です。

③ 再生可能エネルギーの導入

本町における再生可能エネルギーによる発電電力量は、平成 27 年度の約 1,574 万 kWh から令和 5 年度には約 7,583 万 kWh へと大きく拡大しました。特に令和 3 年度に大規模な風力発電設備が稼働したことで発電量が急増し、年間 2 万 kWh 前後だった水準が一挙に 7 万 kWh を超えました。太陽光発電も住宅や事業用設備で着実に増加し、令和 5 年度には約 6,700 万 kWh に達しています。

区域全体の電気使用量に占める再生可能エネルギー比率も、平成 27 年度の 17.0%から令和 5 年度には 82.7%に上昇し、地域の電力需要の大半を賄える水準に達しています。

今後は、安定供給や地域内での利用促進など、地産地消に向けた仕組みづくりが求められます。

	区域の再生可能エネルギーの導入設備容量								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
太陽光発電（10kW未満）	817	899	970	1,064	1,134	1,222	1,293	1,421	1,528
太陽光発電（10kW以上）	982	2,582	2,747	2,971	3,270	3,567	3,616	3,666	3,666
風力発電	6,200	5,400	5,400	7,390	9,390	9,390	31,830	31,830	31,830
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	7,999	8,880	9,117	11,425	13,793	14,179	36,739	36,917	37,023

※1：再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は、本カルテの値に含まれません。

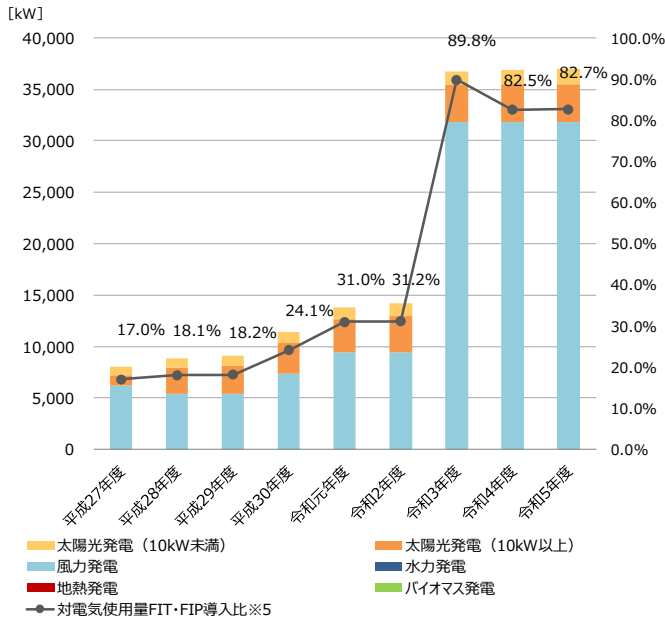
※2：バイオマス発電の導入設備容量は、FIT・FIP制度公表情報のバイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）の値を用いています。

	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 ^{※3}								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
太陽光発電（10kW未満）	980	1,078	1,165	1,277	1,360	1,467	1,552	1,706	1,833
太陽光発電（10kW以上）	1,299	3,415	3,633	3,930	4,325	4,718	4,784	4,849	4,849
風力発電	13,469	11,731	11,731	16,055	20,399	20,399	69,149	69,149	69,149
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	15,748	16,225	16,529	21,261	26,084	26,583	75,484	75,704	75,831
区域の電気使用量 ※4	92,384	89,724	90,925	88,123	84,164	85,319	84,018	91,741	91,741
対電気使用量FIT・FIP導入比^{※5}	17.0%	18.1%	18.2%	24.1%	31.0%	31.2%	89.8%	82.5%	82.7%

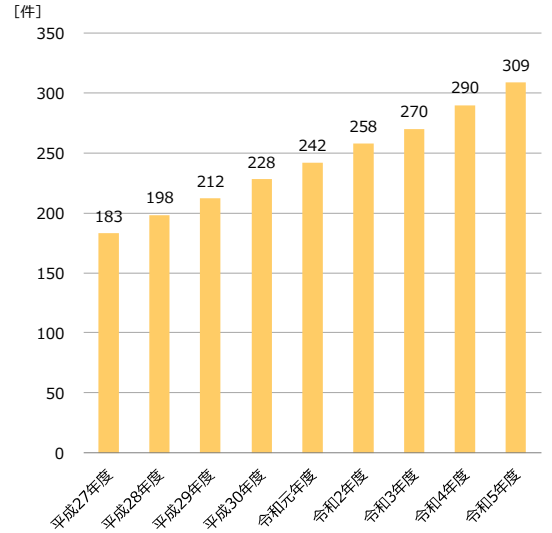
[MWh/年]

自治体排出量カルテ 庄内町 より

区域の再生可能エネルギーの導入設備容量の推移（累積）



区域の太陽光発電（10kW未満^{※6}）設備の導入件数の推移（累積）



※6：区域の太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数は比較的小規模な太陽光発電（住宅等に設置されるもの）を示すと考えられることから、住宅への太陽光発電の導入実績とみなすことができます。

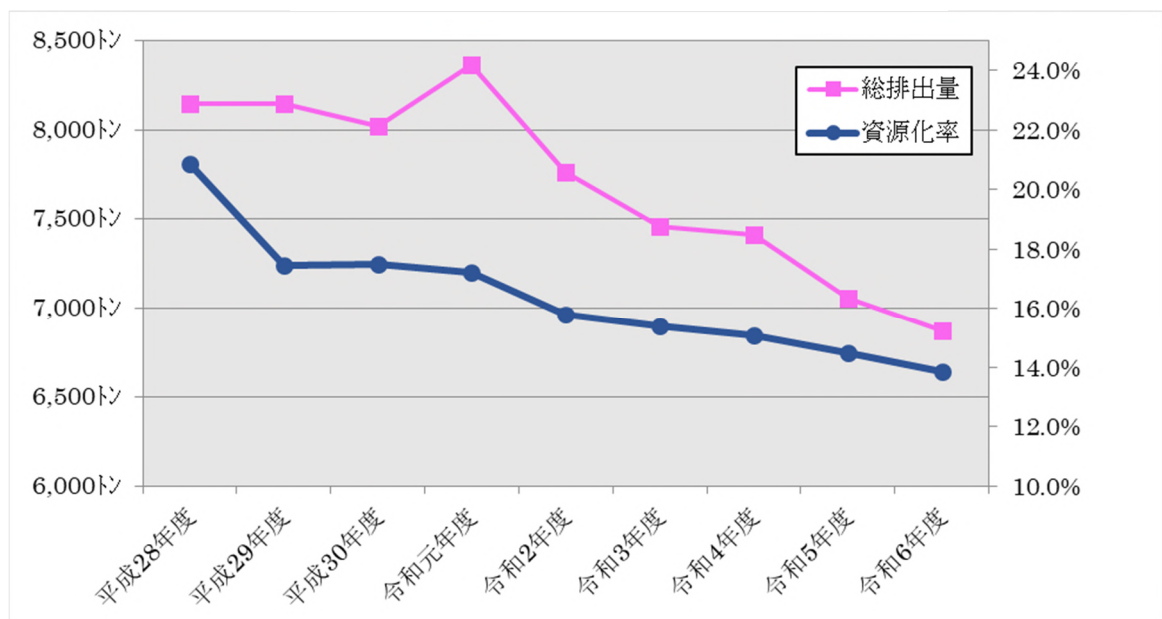
自治体排出量カルテ 庄内町 より

（6） 廃棄物

① 総ごみ排出量

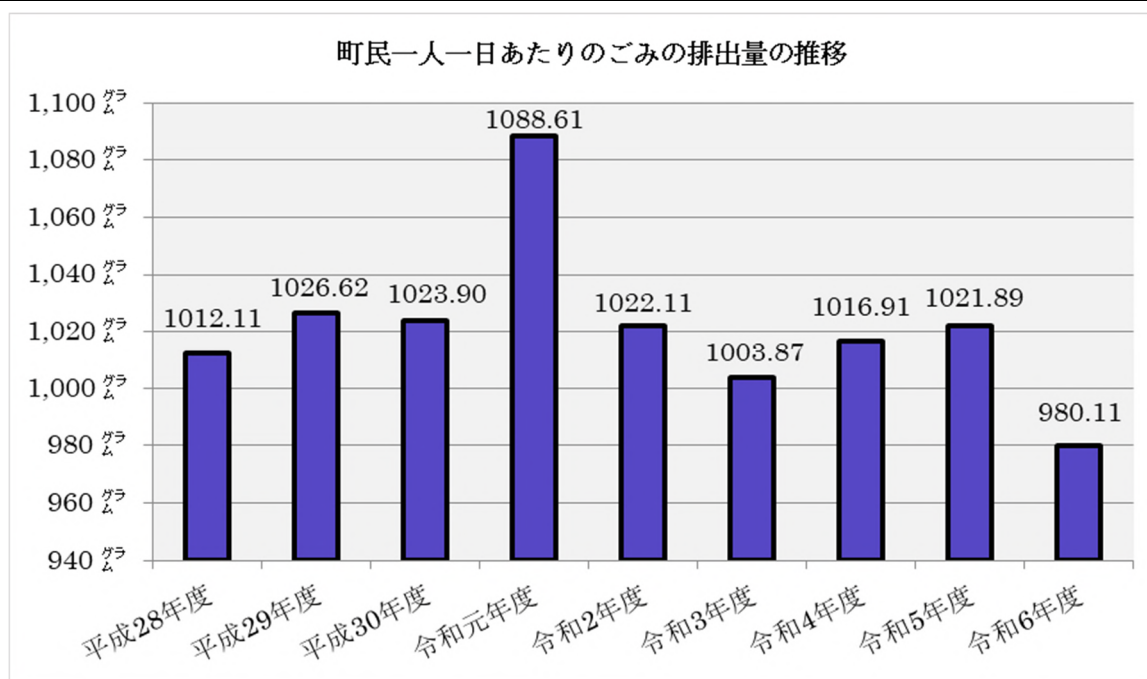
総ごみ排出量は令和元年度以降、減少傾向にあります。町民一人一日あたりの排出量は横ばいで、県内では依然として高水準が続いています。令和7年度に策定された「第三次庄内町ごみ処理基本計画」では、資源化率15%を目標としており、今後は排出量のさらなる削減と資源化の推進に取り組むことが求められます。

年間総ごみ排出量及び資源化率の推移



庄内町におけるごみ排出量の状況

年度	総排出量 トン	可燃 ごみ トン	粗大 ごみ トン	埋立 ごみ トン	水銀 トン	資源 ごみ トン	酒田地区広 域行政組合 処理ごみ量 トン	古紙類		生ごみ トン	その他 トン	資源化率 %
								団体 回収 トン	拠点 回収等 トン			
平成 28年度	8,144.96	6,199.62	343.78	114.50		327.05	6,984.95	655.37	197.40	282.97	24.27	20.87
平成 29年度	8,147.05	6,451.61	389.06	109.50		321.82	7,271.99	647.92	207.98	0.00	19.16	17.46
平成 30年度	8,020.83	6,346.38	371.67	116.96		315.62	7,150.63	625.65	224.52	0.00	20.03	17.48
令和 元年度	8,366.47	6,648.89	404.59	121.84		302.54	7,477.86	620.81	246.38		20.28	17.21
令和 2年度	7,765.44	6,315.08	367.66	89.44	6.28	299.70	7,078.16	432.40	233.89		20.99	15.77
令和 3年度	7,457.26	6,109.43	342.83	87.82	6.43	299.69	6,846.20	375.21	218.00		17.85	15.40
令和 4年度	7,416.42	6,039.68	379.00	97.32	6.70	295.60	6,818.30	347.47	231.84		18.81	15.06
令和 5年度	7,058.42	5,777.07	376.64	91.89	5.85	284.26	6,535.71	296.66	212.42		13.64	14.48
令和 6年度	6,870.01	5,700.67	338.15	86.21	5.94	260.67	6,391.64	265.18	199.14		14.06	13.83

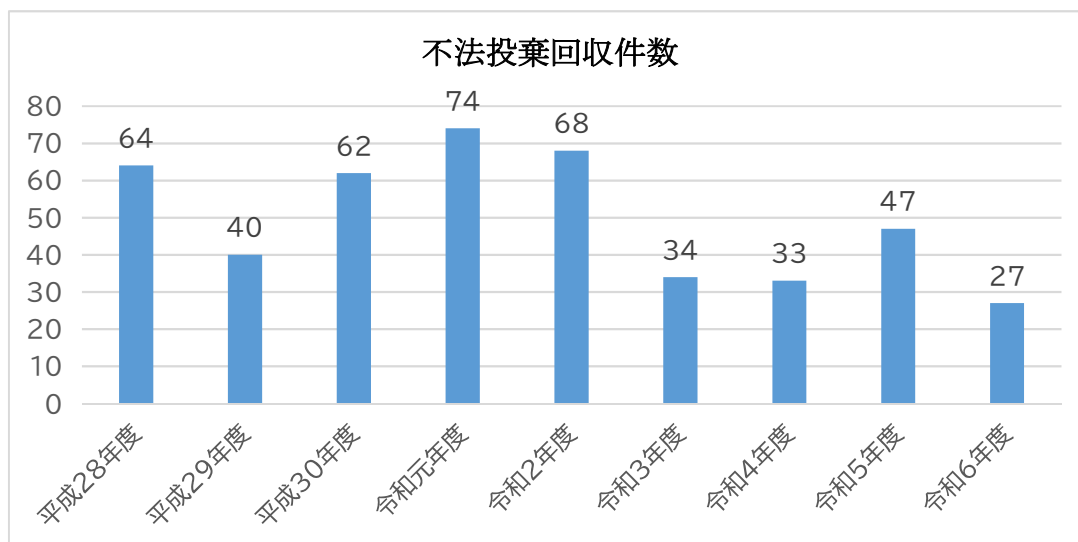


② 不法投棄発生件数

本町では、山間部や河川敷への不法投棄が毎年発生しておりますが、令和2年度まで高止まり傾向にあった発生件数が令和3年度以降やや減少傾向に転じています。

町でも環境保全員を配置し、定期的なパトロールの実施、不法投棄箇所の原状回復や環境整備、そして啓発看板の設置を行っています。

不法投棄をしない、させないため、地域と一体となって防止に取り組む必要があります。



(7) 参加

① 環境活動と環境教育

本町では、自治会やボランティア団体、NPO など、多様な主体による自然環境の保全活動や資源回収、花のまちづくりなど、町民主体の取組が幅広く行われています。

地球温暖化対策地域協議会は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー導入の啓発活動を通じて、町民や事業者と連携しながら温暖化防止に取り組んでいます。

また、小中学校やまちづくりセンターにおいては、省エネルギーや自然体験学習を通じた環境教育が継続的に実施されており、子どもから高齢者まで幅広い世代が環境や温暖化問題への関心を深める機会となっています。

一方で、少子高齢化や人口減少により、活動に参加する町民や団体が限られており、世代や地域をこえてより多くの人々が参画できる仕組みづくりや、活動の継続性を高める支援が課題となっています。

3 第二次環境基本計画の総括

第二次環境基本計画では、次に掲げる 28 項目の環境指標の達成に向け、環境施策に取り組んできました。

基本目標 個別目標	指 標 名	実績値 令和6年度	目標値(基準値) 令和7年度	達成 状況
1-1	林野面積	15,487ha	15,488ha	
1-1	森林環境緊急保全対策事業	2ha	30ha	
1-2	水辺環境を保全する NPO 等の団体数	20 団体	13 団体	○
1-3	自然観察会・野生動植物の学習会等開催回数	7 回	5 回	○
1-4	グリーン・ツーリズム推進事業参加者数	8 名	400 名	
2-1	二酸化硫黄の濃度	0.001ppm	0.04ppm 以下	○
2-1	二酸化窒素の濃度	0.005ppm	0.06ppm 以下	○
2-1	浮遊粒子状物質の濃度	0.025 mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下	○
2-2	町全体生活排水処理率	92.1%	92.0%	○
2-2	公共下水道区域生活排水処理率	90.0%	99.4%	
2-2	農業集落排水区域生活排水処理率	97.4%	99.4%	
2-2	合併処理浄化槽区域生活排水処理率	74.8%	77.7%	
2-2	最上川(砂越) BOD75%値	0.9 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下	○
2-2	京田川(亀井橋) BOD75%値	0.9 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下	○
2-2	立谷沢川(東雲橋) BOD75%値	<0.5 mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下	○
2-3	悪臭苦情件数	1 件	0 件	
2-3	騒音苦情件数	0 件	0 件	○
2-3	振動苦情件数	0 件	0 件	○
3-1	自然の中で歴史文化に親しむ事業への参加者数	14 名	250 名	
3-3	花のまちづくり事業参加団体数	143 団体	185 団体	
4-1	町民節電所による CO ₂ 排出量削減 (平成15年度からの累計)	88.3t	130 t	
4-2	新エネルギー導入比率※4	82.7% (R5) ※自治体排出量カルテより	(R2) 84.0%	
4-2	風力発電量	69,149MWh (R5) ※自治体排出量カルテより	(R2) 71,811MWh	
4-3	総ごみ排出量	6,870 t	8,000 t	○
4-3	リサイクル率	13.8%	23.0%	
4-5	不法投棄件数(前年度未解決分を含む)	27 件	0 件	
5-2	環境活動団体数	246 団体	300 団体	
5-2	資源回収推進事業実施団体数	78 団体	102 団体	

※4 新エネルギー導入比率…太陽光・風力・バイオマスなどの「新エネルギー」が、町のエネルギー供給全体の中で占める割合

第3章 計画の目標

1 計画の基本理念

(1) 第3次庄内町総合計画

庄内町の最上位計画である「第3次庄内町総合計画」では、庄内町が目指す姿を次のとおり掲げています。

みんなが しあわせを かんじるまち

一人ひとりが幸せを実感できるまちを目指すため、「安全に暮らせる住みごちのよいまち」「人と人がつながり未来を育むまち」「選ばれる魅力あふれる豊かなまち」の3つを基本理念としながら、環境共生や生活環境の充実に関して次のように施策の柱を定めています。

■施策の柱4：住みやすく安全で快適なまちづくり

町民が快適に住み続けられる上・下水道、ガス等の安定的な供給を維持するなどライフラインの強靱化を進めるとともに、道路・住宅・公共交通等の都市環境や生活環境の充実を図ります。

町の豊かな自然環境の維持・保全を進めるとともに、循環型社会の形成を進め、環境に負荷のかからない取組を推進します。

豊かな自然環境の保全と快適な憩いを感じられる環境の充実を図り、住みやすく安全で快適なまちづくりを推進します。

(2) 庄内町環境基本条例

庄内町は、環境基本法の基本理念に則り、平成18年12月26日に『庄内町環境基本条例』を制定しています。

庄内町環境基本条例は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的（第1条）とするものです。

本条例では、環境の保全及び創造についての基本理念を次のように定めています。

【庄内町環境基本条例 第3条：基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の世代に継承できるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、町民、事業者及び町が自らの活動と環境とのかわりを認識し、自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる循環型地域社会が構築されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるように、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることの認識の下に、あらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

2 望ましい環境像と基本目標

(1) 望ましい環境像

本町は、国の第六次環境基本計画が掲げる「持続可能で強靱な社会の実現」という方向性を踏まえ、地域の豊かな自然と生活文化を守りながら、脱炭素・循環型社会・自然共生の3つの柱を統合的に推進し、地域の特性を活かした環境と共生するまちづくりを目指します。

私たちは、ふるさと庄内町の環境並びに地球環境を将来世代に継承する責任があります。そこで、「豊かな自然とともに 持続可能な未来を築くまち」を望ましい環境像とし、行政・町民・事業者が参画・協働しながら、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合的実現に取り組んでいきます。

豊かな自然とともに 持続可能な未来を築くまち

環境に関する教育・学習と町民、事業者、町のパートナーシップの推進を図りながら、自分たちの町の環境を大切に思う気持ちや誇りを持って、環境保全活動に取り組んでいきます。

(2) 基本目標

望ましい環境像として掲げた“豊かな自然とともに 持続可能な未来を築くまち”の実現に向けて、本計画は次の5つの基本目標により各種施策を総合的に展開していきます。

基本目標 1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応

温室効果ガスの排出量実質ゼロの達成に向けて、地域の特性を活かしながら、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの徹底を図ります。

また、町民・事業者の理解と協働を通じて、気候変動への適応策を推進し、持続可能で強靱な地域社会の構築を目指します。

基本目標 2 循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の取組を通じて、3Rの徹底を図り、資源の有効活用と環境負荷の低減を推進します。地域の特性を活かした循環型の仕組みづくりと、町民・事業者との協働によって、持続可能な地域循環共生圏の構築を目指します。

基本目標 3 自然共生社会の実現

森林、河川、農地などの豊かな自然環境と肥沃な大地の恵みに改めて感謝し、これらの地域資源を次世代へ継承するため、保全と活用の両面から取り組みを進めます。

農業・林業と調和した土地利用を推進するとともに、野生鳥獣による生活環境への影響を抑制し、多様な生態系が共生できる健全な自然環境の維持に努めます。

基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保

町民が健康で安全な暮らしを営むために、大気、水質、生活環境の保全に取り組み、地域における公害の未然防止と環境リスクの低減を図ります。あわせて、愛護動物の適切な管理と人と動物の共生に配慮した環境づくりを推進し、誰もが安心して暮らせる快適な地域社会の形成を目指します。

基本目標 5 環境学習・参画・協働の推進

町民一人ひとりが環境保全の重要性を理解し、日常生活の中で自発的に環境に配慮した行動を実践できるよう、環境教育や情報発信を通じて意識の向上を図ります。地域の多様な主体と連携しながら、協働による環境保全活動を推進し、持続可能な社会の形成に貢献します。

第4章 施策の展開

1 施策の体系

5つの基本目標をもとに、各種環境施策を次のように展開します。

豊かな自然とともに
持続可能な未来を築くまち

基本目標 1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応 脱炭素社会の実現

- ― 災害に強くエネルギーが巡る快適な暮らしと事業
- ― 脱炭素による持続可能な農業
- ― 森林資源の活用と田園風景の保全

気候変動への適応

基本目標 2 循環型社会の構築

- ― ごみの減量化の推進
- ― 再資源化の推進
- ― 適正な処理・運営の推進
- ― 地域資源循環の促進
- ― 環境配慮行動の定着

基本目標 3 自然共生社会の実現

- ― 健全な生態系の保全と再生
- ― 野生動物との適切な関係の構築
- ― 自然資源を活かした地域振興

基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保

- ― 水環境の保全と水質の維持向上
- ― 大気環境の保全と生活環境の改善
- ― 静穏で快適な生活環境の確保
- ― 土壌環境の保全と農地の健全な維持

基本目標 5 環境学習・参画・協働の推進

- ― 環境学習の推進
- ― 多様な主体による環境活動の推進
- ― 環境保全の普及・啓発

基本目標 1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応

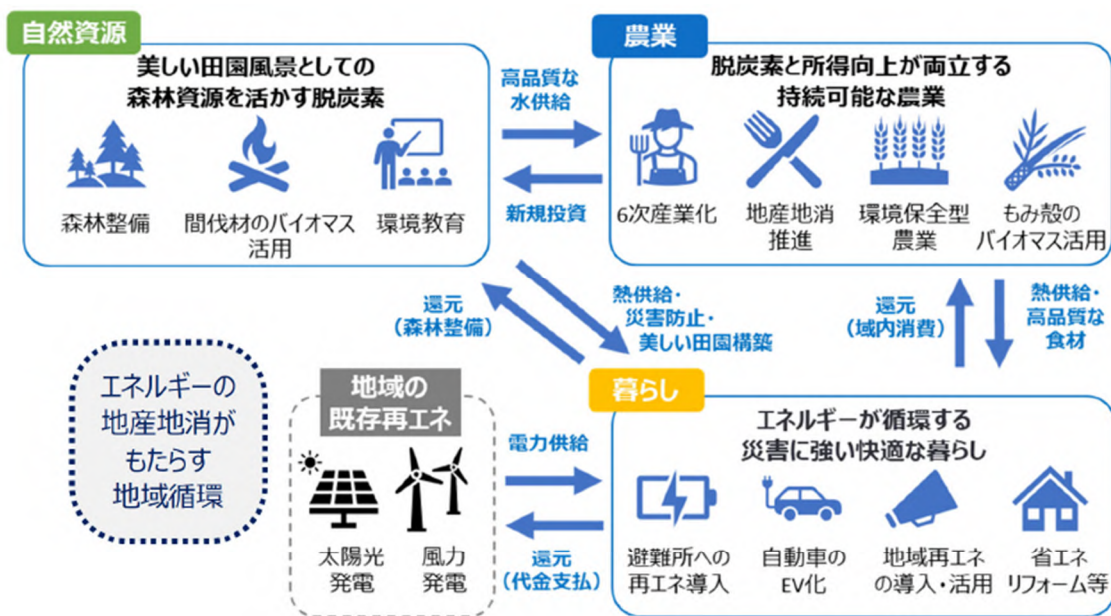
基本目標の方向性

近年の科学的知見により、温室効果ガスの排出が地球温暖化の主因であることが明確となり、1.5℃目標達成には全分野での迅速かつ大幅な排出削減が求められています。

我が国は「2050年カーボンニュートラル」「2030年度46%削減、さらに50%の高みに挑戦」などの目標を掲げ、徹底した省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの最大限の導入など脱炭素電源への転換を進めるとともに、GX経済移行債の活用などを通じて、脱炭素社会の実現を目指しています。

町としても、こうした国の方針を踏まえながら、第二次庄内町地球温暖化対策実行計画にもとづき、地域の実情に応じた取り組みを進めていきます。気候変動による暮らしや農業への影響に備え、災害への対応力を高めるとともに、町民・事業者・行政が協力して、エネルギーの使い方を見直し、再生可能な資源の活用を広げていきます。地域の未来を守るため、一人ひとりができることから始め、持続可能なまちづくりを進めていきます。

脱炭素のまちづくりの将来像



美しい田園からまちにエネルギーが生まれる 快適で住みよい庄内町

町面積の6割を占める森林の整備、稲作を代表とする農業の脱炭素と高所得化、既存再エネの地産地消が進んだ安全安心な暮らしづくりが相互に価値を及ぼしあい、庄内町の暮らし・農業・自然資源が発展し続けるサイクルの確立

第二次庄内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）より

施 策

基本施策		具体的施策
脱炭素社会の実現	災害に強くエネルギーが巡る快適な暮らしと事業	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの（太陽光・蓄電池）導入 ○自動車のEV化の推進 ○地域再生可能エネルギーの地産地消の推進 ○ZEB化・ZEH化・省エネリフォームの推進
	脱炭素による持続可能な農業	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・福祉施設等への消費の働きかけ ○六次産業化による付加価値向上と地産地消の促進 ○環境保全型農業の推進 ○もみ殻のバイオマス活用
	森林資源の活用と田園風景の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備強化（J-クレジット^{※5}創出） ○間伐材のバイオマス活用 ○子どもたちに向けた環境教育等の推進
気候変動への適応		<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害に対する適応策の推進 ○市民生活・都市生活における適応策の推進 ○健康影響に関する適応策の推進 ○農林水産業における適応策の推進

※5 J-クレジット…省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度です。創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、日本の温室効果ガス排出削減量の拡大につなげていきます。

「脱炭素社会の実現」のために期待される行動

■町の役割

- ・地域の実情に応じた温室効果ガス削減計画を策定し、着実に推進します。
- ・再生可能エネルギーの導入を拡大し、地域内での利用を促進します。
- ・公共施設や住宅の省エネ化を進め、脱炭素型のまちづくりを推進します。
- ・産業・農林水産業における省エネや再エネ利用を支援し、地域経済の活性化を図ります。
- ・町民・事業者への普及啓発を強化し、主体的な参加を促します。
- ・行政自ら率先して再エネ利用やEV導入などの模範的取組を実施します。
- ・国や県、近隣自治体と連携し、広域的な脱炭素の取組を推進します。
- ・町の事務事業で使用する電力については、二酸化炭素排出量を最大限削減するため、再エネ電力への切り替え、エネルギーの地産地消を推進します。

■ 町民の皆さんに期待される行動

- ・住宅の新築やリフォームの際は、高气密・高断熱化、太陽光発電設備の設置、LED照明や高効率空調機器の導入により、一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指すZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化を検討します。
- ・エコキュートやエネファームといった省エネ性能の高い給湯器を設置します。
- ・地元で生産された食材を積極的に購入し、地産地消に努めます。
- ・荷物の受け取りの際は、宅配ボックスの設置、時間指定の利用などにより、再配達を削減します。
- ・自動車の利用を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心掛けます。
- ・自動車の買い替えの際は、電気自動車やハイブリッド車など、環境負荷の小さい自動車を選択します。



快適なのにゼロエネルギー! ZEHひろがる!

みんなが快適に暮らしながら、同時に省エネもできちゃう家。それが「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」。

太陽光発電などの創エネと、無理なく賢い省エネの組み合わせで、家庭のエネルギー消費を実質ゼロにする新しいライフスタイルを実現します。この機会にぜひ、名前だけでも覚えてください。

ZEHにするとみんなにおトク!!
総まとめ

- 断熱性能の向上で、夏涼しく冬暖かい家へ
- 冬暖かい家は子どもたちが健康と活発になるという報告も**
- 冬暖かい家が健康寿命を延ばす可能性**
- 省エネと、創エネで、光熱費ゼロも見えてくる**
- ZEH化を推進している国から補助金が出る
- 快適に暮らしながら環境問題にも配慮できる

ZEHのしくみ

夏 涼しい!
冬 あたたかい!

太陽光発電
日射遮蔽
高効率空調
高効率照明

高断熱仕様
高効率給湯

ZEHマークのご紹介

省エネ性能評価を受けた住宅、住宅カタログなどに表示されます。住宅選びの目安にしてください。

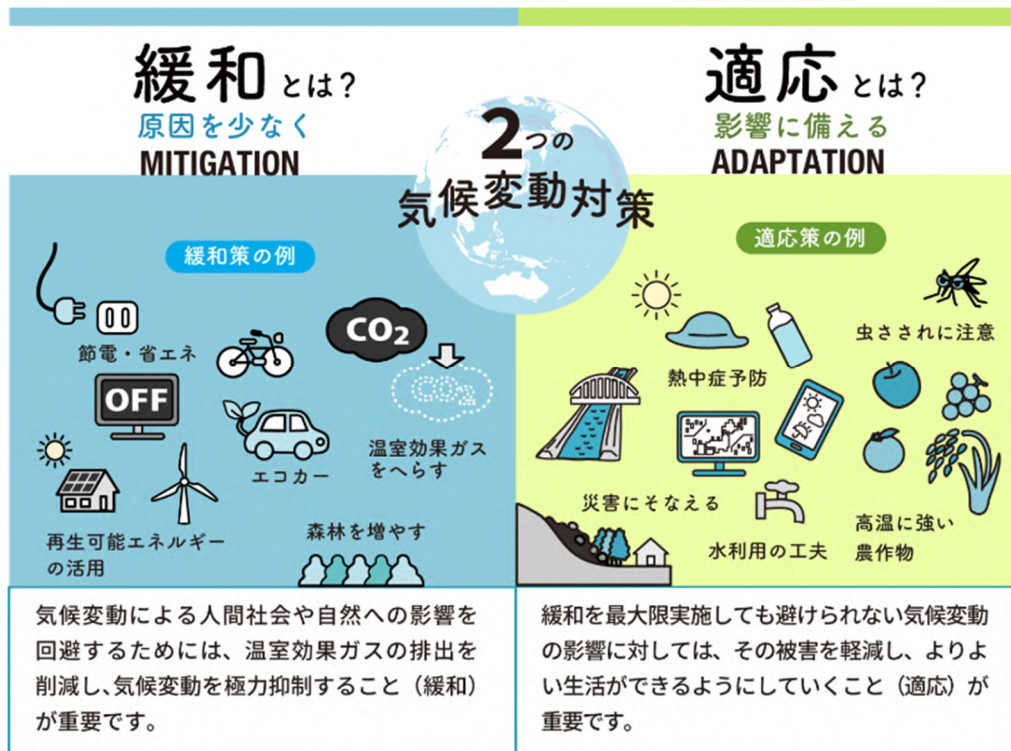
エネ庁 ZEH 検索

※** 日本環境省が実施する調査結果に基づく。調査結果の詳細については、環境省のウェブサイト「省エネ推進情報」を参照してください。また、省エネ性能評価を受けた住宅は、環境省のウェブサイト「省エネ性能評価」で検索できます。

■事業者の皆さんに期待される行動

- ・太陽光発電など、再生可能エネルギーを利用した発電システムを導入します。
- ・LED照明や、省エネ性能の高いオフィス機器の導入などにより、事業所での電力使用量を抑えます。
- ・事業所の建物を高気密・高断熱化します。
- ・ボイラーなど事業所の設備に省エネルギー型設備を導入します。
- ・地元で生産された食材を使用した商品開発に努めます。
- ・自動車の買い替えの際は、電気自動車やハイブリッド車など、環境負荷の小さい自動車を選択します。
- ・会議のオンライン化による出張の削減や、リモートワークによる通勤機会の見直しなど、自動車利用の抑制に取り組みます。
- ・六次産業化で地域資源を活かし、持続可能な農業を推進します。
- ・環境保全型農業で水田のメタン排出を削減します。
- ・地域で発生する木質バイオマスやもみ殻を活用し、脱炭素と資源循環を推進します。
- ・森林整備を通じてCO₂吸収源を強化し、美しい田園風景と環境保全を両立します。
- ・再エネ電力への切り替え、エネルギーの地産地消を推進します。

「気候変動への適応」のために期待される行動



（出典：環境省 A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム））

■町の役割

- ・ハザードマップや避難情報を整備・公開します。
- ・防災や健康に関する啓発活動や研修を実施します。
- ・クーリングシェルターを整備・周知し、熱中症から住民を守ります。
- ・災害リスクに関する情報を発信します。
- ・災害に強い排水・避難所・通信などのインフラを整備します。
- ・地域事業者や農業者と連携して復旧支援を行います。
- ・地域防災計画を策定し、住民参加型で運用します。

■町民の皆さんに期待される行動

- ・家庭で食料・水・薬・非常用品を備蓄します。
- ・避難経路や避難所を確認し、避難訓練に参加します。
- ・地域の防災活動や自治会と連携します。
- ・熱中症や感染症を予防する行動（水分補給・手洗い・マスク）を実践します。
- ・災害時に備えて、かかりつけ医や薬の管理など医療情報を把握します。
- ・気象情報や町からの避難情報等の情報を収集し、早めに避難します。

■事業者の皆さんに期待される行動

- ・従業員や作業者の安全を確保し、事業継続計画（BCP）を策定します。
- ・災害時に自治体や他事業者と連携し、情報共有や迅速な対応を行います。
- ・避難所や物資供給への協力体制を構築し、地域のレジリエンス向上に貢献します。
- ・気象リスクに応じた農業技術を導入し、生産の安定化を図ります。
- ・農業用水や施設を保全し、災害時の迅速な復旧に備えます。
- ・環境に配慮した農業（資源循環・生物多様性保全）に取り組みます。
- ・防災教育や訓練に参加し、地域防災力の向上に貢献します。
- ・作業環境の改善や休憩・水分補給など、労働安全衛生法に基づき従業員の健康管理と熱中症予防を行います。
- ・日々の服装や冷暖房使用を工夫し、省エネルギーや快適な職場環境を実現します。

「脱炭素社会の実現と気候変動への適応」に関する環境指標

環境指標	目指す方向性	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度 ^{※6}
庄内町におけるCO ₂ 排出量	削減	143千t-CO ₂ (※平成25年度)	64.3千t-CO ₂
住宅への太陽光発電導入量	増加	1,528Kw	1,743Kw
公共施設への太陽光発電導入率	増加	38%	50%
事務事業の電力消費によるCO ₂ 排出量	削減	16.2% (※平成25年度比)	100% (※平成25年度比)
稲作におけるメタン対策実施面積	増加	290ha	336ha
間伐面積	増加	21ha	47ha
造林面積	増加	9ha	21ha
ペレットストーブ、薪ストーブ新規導入台数	増加	72台	117台

※6 地球温暖化対策実行計画（令和7年1月策定）の計画期間に合わせ、目標値を令和12年度としているものです。地球温暖化対策実行計画が改定された場合は、本計画も目標値の見直しを行います。

基本目標 2 循環型社会の構築

基本目標の方向性

本町では、町民一人ひとりが健康で快適に暮らし、地域の自然や資源の恵みを将来世代に引き継ぐことができる、質の高い暮らしと持続可能な地域社会の実現を目指しています。そのために、環境への負荷を抑えつつ、資源を有効に活用する循環型社会の構築に取り組んでいます。

しかしながら、一人一日当たりのごみ排出量が県内で最も多い状況が続いており、ごみの減量と資源循環の推進が喫緊の課題となっています。酒田市・遊佐町とともに運営する酒田地区広域行政組合によって、ごみ及びし尿の広域的な処理体制は確立されていますが、これまでの広報・啓発活動や分別・リサイクルの促進だけでは十分な成果に結びついておらず、町民一人ひとりの意識と行動の変化を促す、より実効性のある取り組みが求められています。

今後は、家庭系・事業系のごみの適正処理を一層推進するとともに、国が掲げるサーキュラーエコノミー（循環型経済）の理念を踏まえ、資源を繰り返し活用する仕組みづくりを進めます。あわせて、プラスチック資源循環促進法に基づき、酒田地区広域行政組合との連携により使い捨てプラスチックの削減や再資源化を図るとともに、食品ロス削減など日常生活・事業活動における環境配慮行動を定着させ、町民の暮らしの質の向上につなげます。

加えて、農業資源を活かした地域内での資源循環にも取り組みます。バイオマス資源の活用や堆肥化の推進、公共施設での再生可能資源の利用などを通じて、資源の地産地消を進め、環境保全と地域の豊かさが両立するまちづくりを進めてまいります。

これらの取組を通じて、環境・経済・社会の調和を図りながら、町民のウェルビーイングの向上に資する循環型社会の形成を目指します。

施 策

基本施策	具体的施策
ごみの減量化の推進	○ごみの発生抑制（リデュース）の取組の促進 ○再使用（リユース）の意識啓発と実践の促進
再資源化の推進	○分別排出の徹底による再資源化の推進 ○家庭・事業所等の主体に応じた再資源化の拡充
適正な処理・運営の推進	○適正なごみ排出の周知と指導の強化 ○不法投棄防止の徹底と監視・指導体制の強化 ○効率的な収集・運搬体制の整備と施設の適正管理 ○災害時における廃棄物処理体制の整備

地域資源循環の促進	○農業資源（バイオマス等）の活用と堆肥化の推進 ○公共施設等における再生可能資源の利用促進
環境配慮行動の定着	○食品ロス削減やプラスチック使用抑制の啓発 ○町民・事業者の主体的な環境配慮行動の促進 ○環境への配慮と快適な暮らしの両立による満足度の向上

「循環型社会の構築」のために期待される行動

■町の役割

- ・ごみの発生抑制や再使用の促進に関する啓発や制度整備を行います。
- ・分別ルールを整備し、再資源化を促進します。
- ・ごみの収集・運搬体制の効率化を図ります。
- ・不法投棄防止の監視・指導体制を強化します。
- ・災害時における廃棄物処理体制を整備します。
- ・農業資源（バイオマス等）の堆肥化や公共施設での再生可能資源の活用を支援します。
- ・食品ロスやプラスチック削減など、環境配慮行動を促す施策を展開します。

■町民の皆さんに期待される行動

- ・ごみの発生を抑える工夫や再使用可能な物品の活用を実践します。
- ・分別ルールを守り、資源ごみを適切に排出します。
- ・食品ロスの削減やプラスチック使用の抑制など、日常生活での環境配慮行動を実践します。
- ・家庭菜園等で堆肥を活用し、地域資源の循環に関心を持ちます。
- ・地域の環境美化や不法投棄防止に協力します。
- ・持続可能な暮らしを意識し、次世代への環境継承に貢献します。

■事業者の皆さんに期待される行動

- ・包装資材の削減や再使用可能な容器の導入など、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- ・事業系ごみの分別・再資源化を推進します。
- ・廃棄物の適正処理を徹底し、不法投棄防止に協力します。
- ・食品ロス削減や環境配慮型製品・サービスの提供を通じて持続可能な経営を推進します。
- ・農業残渣の堆肥化や地産地消型の資源循環に積極的に参画します。
- ・地域の環境保全に貢献し、企業としての社会的責任を果たします。

「循環型社会の構築」に関する評価指標

環境指標	目指す方向性	現状値 令和6年度	目標値 令和17年度
総ごみ排出量	減少	6,870 t	6,500 t
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	減少	692 g	580 g
リサイクル率 ※資源化されたごみ重量÷総ごみ排出量×100	増加	13.8%	15.0%

基本目標 3 自然共生社会の実現

基本目標の方向性

本町は、山形県の西部に位置し、四季折々の表情を見せる月山をはじめとする磐梯朝日国立公園の雄大な山々、そして最上川・立谷沢川・京田川などの清流に囲まれた、自然の恵みに満ちた地域です。町域の約63%を占める森林は、豊かな生態系を育み、広大な農地は地域の食と産業を支えています。また、水辺環境は生物の多様性を保つだけでなく、町民の憩いや文化的営みにも深く根ざしています。

近年、鳥獣による農作物被害が深刻化する一方、イノシシの出没やクマが住宅地付近で目撃されるケースが増加するなど、人と野生動物の距離がさらに縮まり、町民の安全や農業生産活動に深刻な影響を及ぼしています。

こうした状況は、生態系の変化を示すものであり、自然との共生の在り方が改めて問われています。本町では、国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げられた「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の理念を参考にしつつ、地域の実情に即した形で、自然環境の保全と再生、野生動物との適切な関係構築、自然資源を活かした地域振興、気候変動対策との連携を柱とした施策を推進します。

町民の安全・安心な暮らしを守りながら、地域の自然資本を活かした持続可能な社会の実現を目指し、以下の方向性に基づいて取り組みを進めます。

施 策

基本施策	具体的施策
健全な生態系の保全と再生	○森林、水辺、里地里山などの自然環境を保全・再生し、生物の生息環境を維持する。 ○在来種の保護や外来種の管理、鳥獣被害対策を通じて、生態系の健全性を確保する。
野生動物との適切な関係の構築	○クマなどの大型野生動物の出没対策を強化し、人身被害の防止を図る。 ○鳥獣の個体群管理やゾーニングを通じて、人と野生動物のすみ分けを進める。 ○関係機関と連携し、安全・安心な生活環境を確保する。
自然資源を活かした地域振興	○エコツーリズムや自然体験学習を推進し、地域の魅力と自然の価値を発信する。

「自然共生社会の実現」のために期待される行動

■町の役割

- ・里山・森林・湿地など自然環境の保全・再生を推進し、健全な生態系の維持を図ります。
- ・鳥獣被害対策や外来種対策を計画的に進め、担い手確保や啓発活動を支援します。
- ・関係機関（農業団体、猟友会、警察など）と連携し、事故防止や人身被害防止を徹底します。
- ・エコツーリズムや自然体験学習の推進を通じ、自然と文化を活かした地域振興を図ります。
- ・生物多様性に関する普及啓発や学習機会の提供を行い、町民・事業者の行動変容を促進します。

■町民の皆さんに期待される行動

- ・日常生活や消費活動において、生物多様性に配慮した行動を実践します。
- ・地域の里山管理や鳥獣被害防止活動、外来種監視などに協力し、身近な自然を守ります。
- ・学校教育や地域活動を通じて、次世代に自然の大切さを伝えます。
- ・自然とのふれあいを通じて、自然共生社会の形成に参加します。
- ・生物多様性の保全や適切なペット飼育など、自然と共生するライフスタイルの普及を実践します。

■事業者の皆さんに期待される行動

- ・地域の自然資源を活かした持続可能な事業活動を展開します。
- ・環境に配慮した製品・サービスを提供し、消費活動における行動変容を後押しします。
- ・エコツーリズムや地域資源を活用した観光・産業振興に参画し、地域経済と自然共生の両立を目指します。
- ・建設や農林業等の事業活動において、生態系への影響を最小化する取組を実施します。
- ・造園・園芸分野では外来種の利用を控え、在来種の活用を促進します。
- ・農林業経営において、鳥獣被害防止のための自主的な取組（防護柵整備、圃場管理、農作業時期の工夫など）を実施します。
- ・農業団体や協議会を通じて行政・町民と連携し、効果的な捕獲・管理・予防策を推進します。

「自然環境の保全、変化の抑制」に関する環境指標

環境指標	目指す 方向性	現状値 令和 6 年度	目標値 令和 17 年度
森林率	維持	61.8%	61.8%
有害鳥獣人身被害件数	維持	0 件	0 件

基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保

基本目標の方向性

本町は、最上川、立谷沢川、京田川といった豊かな水源に恵まれ、農業を基幹産業として発展してきた地域です。これらの河川は、いずれも水質環境基準を達成しており、特に立谷沢川は「平成の名水百選」に選ばれるなど、県内でも屈指の水質を誇っています。また、きれいで安全な空気や水、土壌に加え、静かな生活環境、美しい街並みや景観、地域の歴史・文化が醸し出す雰囲気は、町民の心身の健康にも良い影響を与える本町の大切な資産です。

一方で、近年では事業活動に伴う悪臭への苦情や、灯油等の流出による水質汚濁事故の増加など、生活環境を脅かす課題も顕在化しています。こうした状況を踏まえ、町では、地域の自然環境と調和した暮らしを守るため、生活排水や事業活動に伴う環境負荷の軽減と適切な処理の推進に取り組みます。

今後は、地下水や河川などの水循環の健全な維持・回復を図るとともに、生活排水処理施設の適切な管理や、関係機関との連携による水質保全対策を強化します。また、悪臭や騒音など、町民の生活環境に直接影響を及ぼす要因についても、地域の実情に応じた対応を進め、快適で安心できる暮らしの基盤を守っていきます。

これらの取組を通じて、町民一人ひとりが自然の恵みを実感しながら、健やかで質の高い生活を営むことができる持続可能な地域社会の形成を目指します。

施 策

基本施策	具体的施策
水環境の保全と水質の維持向上	<ul style="list-style-type: none">○生活排水・農業排水による水質汚濁の防止○浄化槽や農業集落排水施設の適切な維持管理と更新○公共下水道区域、農業集落排水区域における接続率の向上及び合併処理浄化槽設置の促進○灯油等の流出事故防止に向けた啓発と関係機関との連携強化○河川水質の常時監視と情報共有の推進
大気環境の保全と生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none">○工場等における大気汚染防止対策の徹底○畜産業等に起因する悪臭への対応強化（調査・指導・啓発）○建設作業や農業活動に伴う粉じん・ばい煙等への配慮○自動車排出ガスや暖房機器等による大気汚染への注意喚起○PM2.5等の情報提供と健康影響に関する周知

静穏で快適な生活環境の確保	○騒音・振動に関する相談体制の整備と対応の強化 ○工事・農作業等に伴う騒音への配慮と地域との調整支援
土壌環境の保全と農地の健全な維持	○農地の土壌汚染防止に関する情報収集と必要な対策の検討 ○農薬や肥料の適正使用に関する啓発 ○土壌調査の実施と関係機関との連携による対応

「安全・安心な生活環境の確保」のために期待される行動

■町の役割

- ・生活排水や農業排水による水質汚濁防止に向けた啓発や制度整備を行います。
- ・浄化槽や農業集落排水施設の適切な維持管理・更新を推進します。
- ・灯油等の流出事故に備え、関係機関と連携した対応体制を整備します。
- ・事業活動に伴う騒音・振動・悪臭に関する相談体制を整備し、地域の実情に応じた対応を進めます。
- ・畜産業等に起因する悪臭への対応として、調査・指導・情報提供を行います。
- ・農薬や肥料の適正使用に関する啓発を行い、土壌環境の保全を支援します。
- ・PM2.5などの大気環境情報を収集・提供し、健康影響への理解を促進します。

■町民の皆さんに期待される行動

- ・生活排水の適切な排出や浄化槽の管理に協力し、水質保全に努めます。
- ・灯油などの危険物の取り扱いに注意し、事故の未然防止に努めます。
- ・騒音・振動などの生活環境への配慮をもって地域で行動します。
- ・農薬や肥料の使用に際し、環境への影響を考慮した適正な管理を行います。

■事業者の皆さんに期待される行動

- ・悪臭・粉じん・騒音・振動の発生を抑える対策を講じます。
- ・排水や廃棄物の適正処理を徹底し、法令遵守と地域との協調を図ります。
- ・農薬・肥料の使用を適正に管理し、土壌・水質への影響を抑えます。
- ・畜産や農作業において、悪臭や騒音の発生を抑える工夫を行います。
- ・騒音・振動を伴う作業では、時間帯や方法に配慮し、周辺住民への影響を軽減します。
- ・環境に配慮した事業運営を通じて、地域の生活環境の保全に貢献します。

「安全・安心な生活環境の確保」に関する環境指標

環境指標	目指す方向性	現状値 令和6年度	目標値(環境基準値) 令和17年度
大気汚染に係る環境基準適合状況 ※ 対象は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	維持	適合	適合
生活排水処理施設普及率	増加	99.5%	99.6%
河川における水質の環境基準			
最上川(砂越) BOD75%値	維持	0.9mg/l	(2.0mg/l以下)
京田川(亀井橋) BOD75%値	維持	0.9mg/l	(2.0mg/l以下)
立谷沢川(東雲橋) BOD75%値	維持	<0.5mg/l	(2.0mg/l以下)
油漏れ事故発生件数	減少	3件	0件
公害苦情件数 ※ 苦情件数のうち、悪臭、騒音、振動に係る件数	減少	1件	0件

基本目標 5 環境学習・参画・協働の推進

基本目標の方向性

本町は、豊かな自然と調和した環境に恵まれ、地域の暮らしを支える多くの恵みを有していますが、少子高齢化により地域の活力が低下しつつある中、自治会や地域団体による清掃・資源回収活動を今後さらに広げていくことは簡単ではありません。しかし、既存の取り組みを大切に、持続的に続けていくことが、町全体の環境づくりにとって一層重要になっています。

小・中学校や生涯学習の場では、環境学習や自然体験を通じて、未来を担う子どもたちの環境教育を推進しています。これらの活動は、持続可能な開発のための教育（ESD）の理念に基づき、地域の自然や文化を活かした学びの場となっています。

地球温暖化や生物多様性の損失といった地球規模の課題にも対応しつつ、まずは身近なごみ減量やリサイクルの徹底に取り組み、豊かな自然と共生する持続可能なまちの実現を目指します。これらの取り組みは、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の達成にもつながるものであり、町は町民や事業者の主体的な活動を支援し、行政・町民・事業者が連携・協働して環境のまちづくりを進めます。

施策

基本施策	具体的施策
環境学習の推進	○学校教育を通じた体系的な環境教育の充実 ○農業・農村体験や自然体験など、地域資源を活かした体験的学習の推進 ○SDGsの視点を踏まえた次世代への人材育成
多様な主体による環境活動の推進	○町民、事業者、団体など多様な主体の参画による環境活動の推進 ○環境イベントや地域コミュニティによる活動の支援とネットワークづくり ○脱炭素や循環型社会に向けた官民協働の取り組みの推進
環境保全の普及・啓発	○町の広報やデジタル媒体を活用した分かりやすい情報発信 ○不法投棄やごみの削減に向けた啓発と実効性のある取組

「環境学習・参画・協働の推進」のために期待される行動

■町の役割

- ・環境に関する情報を発信し、町民の理解と関心を高める広報活動を展開します。
- ・学校や生涯学習の場での環境教育プログラムを整備、支援します。
- ・ごみ減量や資源循環など、身近な課題に取り組む啓発キャンペーンを実施します。
- ・地域団体や事業者との連携による町民参加型の環境活動の場づくりを行います。

■町民の皆さんに期待される行動

- ・日常生活の中での環境配慮行動（ごみの分別、節電、リサイクルなど）を実践します。
- ・清掃活動や資源回収など、地域の環境活動に積極的に参加します。
- ・環境学習や自然体験を通じて、地域の自然や暮らしへの理解を深めます。
- ・子どもや若者へ環境意識を継承し、地域の魅力を発信します。

■事業者の皆さんに期待される行動

- ・環境負荷の低減に配慮した事業活動と情報発信を行います。
- ・地域の環境活動や教育への協力・支援（教材提供、体験機会の提供など）を行います。
- ・事業活動を通じて、町民への啓発と参加促進に貢献します。
- ・地域資源を活かした製品・サービスを通じて、環境と経済の両立に寄与します。

「広報、学習、啓発、町民参加の推進」に関する環境指標

環境指標	目指す方向性	現状値 令和6年度	目標値 令和17年度
年間発行する環境関連広報物の数 (町広報、SNS投稿)	増加	22回	30回
環境関連イベントの開催回数 (エコランド、温暖化対策実行委員会等)	増加	19回	23回

第5章 計画の推進方策

1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携・協力

本計画に基づく各施策について、環境防災課がとりまとめ、関係課と連携・協力して計画を推進します。

(2) 多様な主体との連携・協力

本計画の推進にあたっては、町民、事業者、町それぞれが積極的に取組を実践するとともに、協働による取組が重要です。

町は、町民や事業者とのパートナーシップを形成しながら施策を推進するとともに、国や山形県、庄内地域の関係機関、庄内町環境エネルギー協議会等と情報共有や連携を図り、地域特性に応じた取組を進めていきます。

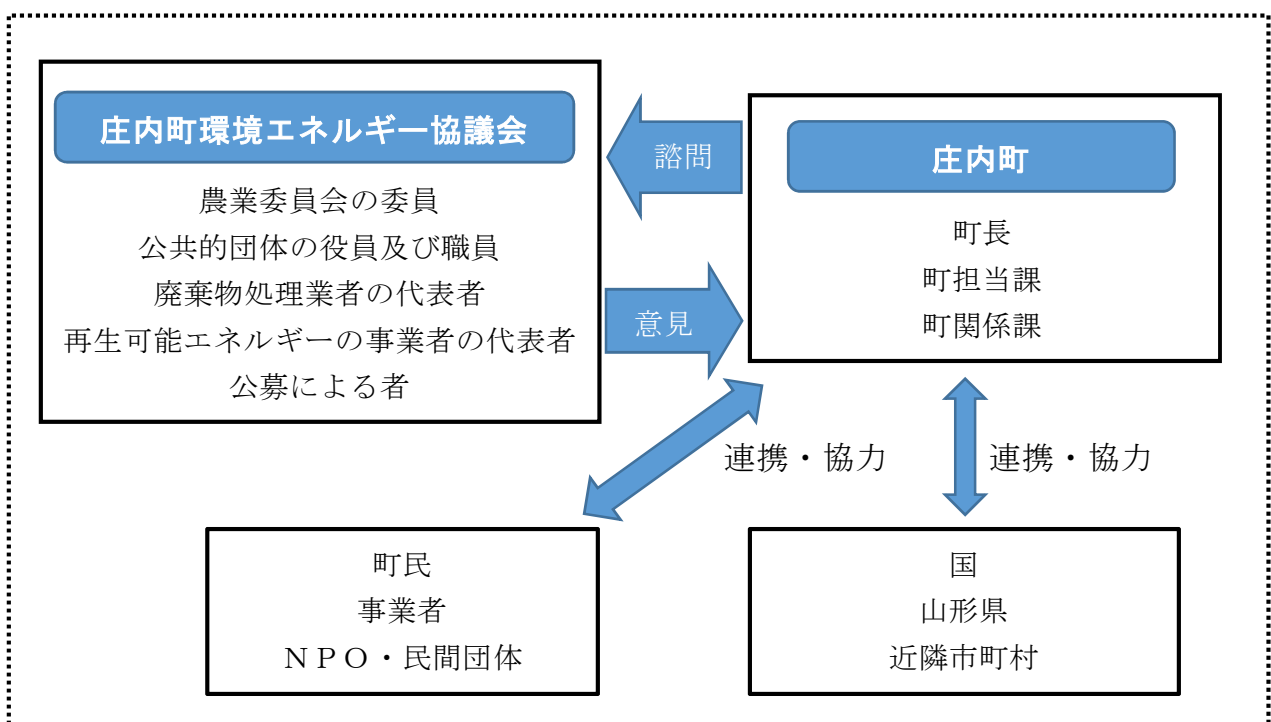
(3) 国、県、近隣市町との連携

町域にとどまらない広域的な環境問題については、国や山形県、近隣市町などとの情報共有、連携により、課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

(4) 協議会

町民・事業者・学識経験者等で構成される庄内町環境エネルギー協議会において、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議するほか、計画の改定や進管理を行います。

【計画の推進体制】



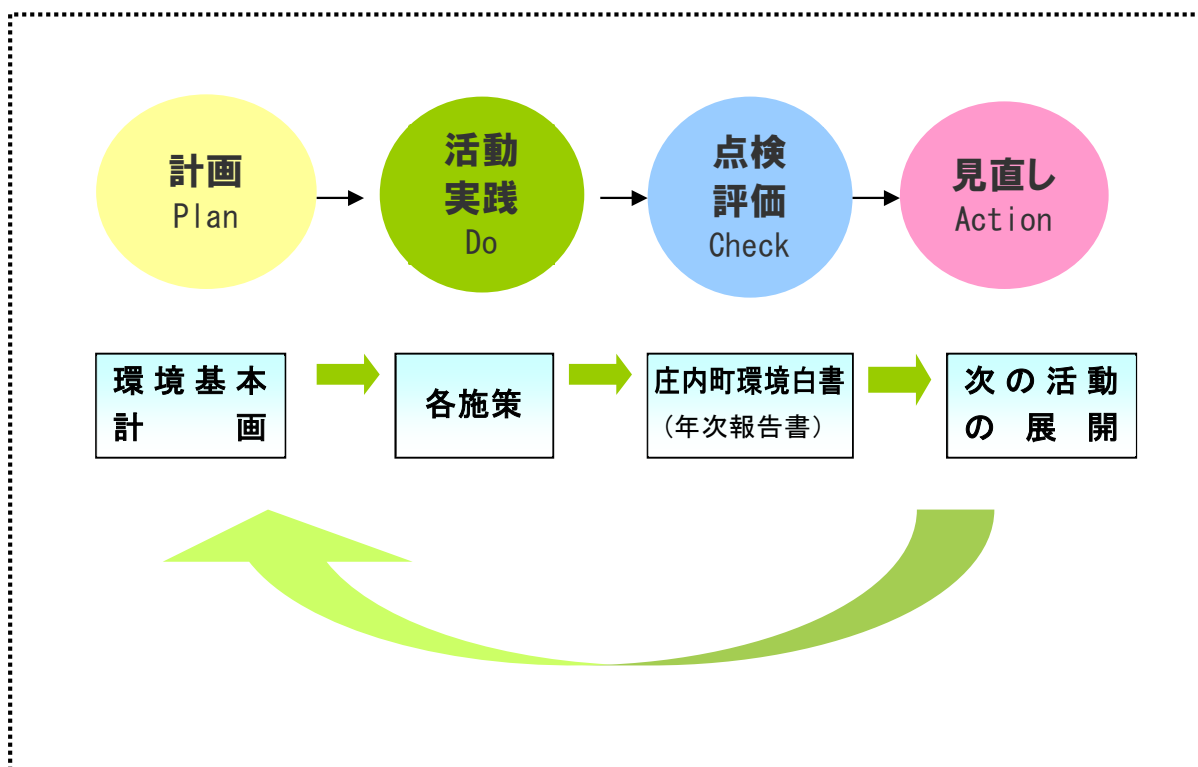
2 計画の進行管理

計画に記されている具体的な施策の進行の度合いや指標の達成状況について、毎年度「庄内町環境白書」（年次報告書）を作成し、公表します。

また、環境白書を環境エネルギー協議会に示し、計画に基づく適切な施策の実施のため提言を求めます。

この提言をもとに、必要に応じて計画の見直しについて検討し、環境目標の実現を図っていきます。

【計画の進行管理】



資料編

- 庄内町環境基本条例
- 庄内町環境エネルギー協議会条例

庄内町環境基本条例

平成 18 年 12 月 26 日

庄内町条例第 42 号

私たちの庄内町は、霊峰月山や出羽丘陵、そこにはブナやミズナラの天然林をはじめとする広大な森林、県内でも清流を誇る立谷沢川、山形県の母なる川最上川と京田川の河畔に開けた広大な水田が織りなす美しい自然に恵まれている。この自然の豊かな恵みを楽しみながら、先人たちのたゆまぬ努力により、水と緑があふれる潤いのあるまちとして、また、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきた。

しかし、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動の進展は、私たちの生活を利便性の高いものにする一方で、生活環境を悪化させ、豊かな自然を失わせつつある。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊など自然の自浄能力及び復元能力を超える環境への負荷は、一地域や一国のみならずすべての生命の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼしている。

健康で文化的な生活を営む上で、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは私たちの権利であると同時に、その環境を守り育て将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

このため、私たちは、環境は限りあるものであることを深く認識し、町民、事業者及び町が相互に協力しあい、環境の保全と創造に関する取組を進め、町の地域資源を活かしながら自然と共生を図り、持続的発展が可能な豊かで美しい庄内町の構築を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨、野生生物の種の減少、森林の減少、その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の世代に継承できるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町民、事業者及び町が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる循環型地域社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるように、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることの認識の下に、あらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適切に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

（町の責務）

第6条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本町の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に率先して努めるとともに、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（施策の基本方針）

第7条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を確保するための施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生活環境が保全されること。

(2) 農地、森林、河川等における多様な自然環境が地域の状況に応じて適切に保全され、生物の多様性が確保されること。

(3) 資源の循環的利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷が低減されること。

(4) 自然環境、歴史的文化的資産等の地域の特性が活かされた景観が保全されること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

（環境基本計画）

第8条 町長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、庄内町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ庄内町環境保全協議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（総合的調整）

第9条 町は、環境施策を実効的かつ体系的に推進するため、その施策又は方針の立案に際し、総合的調整を行うものとする。

（実施状況等の公表）

第10条 町長は、毎年、環境の状況並びに町が講じた環境施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制の措置)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第12条 町は、環境の保全上必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第13条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全型農業の推進)

第14条 町は、農地が有する環境の保全及び創造に資する多様な機能を維持するとともに、化学肥料及び農薬の適正な使用等環境への負荷を低減する営農活動を促進するものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第15条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、町民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第16条 町は、町民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「町民等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 町は、第15条の環境教育及び学習の推進並びに前条の町民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(環境の状況調査)

第18条 町は、環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 町は、町民等と連携して地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 町は、町民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(町民等との連携体制の整備等)

第20条 町は、環境施策について町民及び事業者の意見を反映させる機会の提供に努めるとともに、町民及び事業者と協力して各種の施策を推進するための連携体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 町は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、環境施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

庄内町環境エネルギー協議会条例

令和元年12月11日

庄内町条例第24号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、町の環境保全、再生可能エネルギー及び省エネルギーについての調査、審議等を行うため、庄内町環境エネルギー協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自然環境の保全に関すること。
- (2) 生活環境の保全に関すること。
- (3) 一般廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (4) 公害の防止対策及び紛争の処理に関すること。
- (5) 農山漁村再生可能エネルギー基本計画に関すること。
- (6) 再生可能エネルギー及び省エネルギーに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) 廃棄物処理業者の代表者
- (4) 再生可能エネルギー事業者の代表者
- (5) 公募による者

3 協議会は、前条に掲げる事項の調査研究のため、小委員会を設けることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境防災課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(庄内町環境保全協議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 庄内町環境保全協議会条例（平成17年庄内町条例第120号）
 - (2) 庄内町新エネルギー推進委員会条例（平成17年庄内町条例第145号）
(庄内町環境基本条例の一部改正)
- 3 庄内町環境基本条例（平成18年庄内町条例第42号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

第三次庄内町環境基本計画

庄内町環境防災課環境衛生係

TEL0234 (43) 0248